

第五十三回
国会

三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)

【參議院】

森本 信君

三四一號)(第三四二號)(第三四三號)(第三四四號)(第三四五號)(第三四六號)(第三四七號)(第

○邦楽器の物品税課税廃止に関する請願（第三二
号）

る請願(第三三三号)

○社会福祉事業に対する免税措置に関する請願(第八六号)

○土地対策のための税制改正に関する請願(第一〇六号)

○引揚者在外私有財産の国家補償に関する請願(第一〇七号)(第一四〇号)(第一八一号)

○個人企業の完全給与制実施に関する請願(第一八〇号)

○ガソリン税、軽油引取税の増税反対に関する請願(第四四三号)

○派遣委員の報告の関する件

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について報告申し上げます。

去る十二月十三日、北条浩君が委員を辞任され、その補欠として二宮文造君が選任されました。十二月十七日、日高広為君が委員を辞任され、その補欠として小沢久太郎君が選任されました。十二月十九日、小沢久太郎君が委員を辞任され、その補欠として日高広為君が選任されました。

○委員長(徳永正利君) 水田大蔵大臣、丸茂大蔵政務次官から発言を求められております。これを許します。水田大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) このたび大蔵大臣を拝命いたしました。職責の重大さを痛感し、全力を尽くしてまいりたいと存じますので、何とぞよろしく御協力をお願いいたします。(拍手)

○委員長(徳永正利君) 丸茂大蔵政務次官を拝命いたしました。ごらんのごとく若輩、かつ浅学非才ではありますが、全力をあげて政務に邁進いたしますので、委員諸氏の御後援、御指導、御鞭撻を心よりお願いする次第であります。(拍手)

○委員長(徳永正利君) 次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に

繰入金に関する法律案、昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。最初に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について説明をお願いします。丸茂大蔵政務次官。

○政府委員(丸茂重貞君) ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

昭和四十一年度におきましては、北海道を中心とする異常低温及び全国各地における集中豪雨、台風等により水陸稲及び麦の被害が異常に発生し、これに伴い農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加したこと等のため、同勘定の支払い財源に六十五億五千六百万円の不足が生ずる見込みであります。それゆえ、一般会計からこの金額を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この繰り入れ金につきましては、将来この会計の農業勘定におきまして決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払い基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしていたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長(徳永正利君) 次に、補足説明をお願いします。岩尾政府委員。

○政府委員(岩尾一君) 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の提案の理由及び概要を補足して御説明申し上げます。

昭和四十一年度におきましては、北海道、東北の異常低温、関東、東海における病虫害、全国各地における集中豪雨及び台風等により農作物災害が多発いたしました。この結果、この会計の農業勘定における再保険金支払い見込み額が、水稲では当初予算額八十八億六千万円に對し百六十二億五千五百万円、陸稲では当初予算額三億三千二百万円に對し七億二千三百万円、麦では当初予算額七億九千三百万円に對し二十一億八千二百万円に増加し、当初予算額のそれぞれ約一・八倍、二・二倍、二・八倍となっております。一方、蚕繭の再保険金支払い見込み額は、当初予算額四億二百万円に對し三千三百万円に減少する見込みであり、合計いたしました、当初予算額百三億三千三百万円に對し支払い見込み額百九十一億九千九百万円になり、差し引き八十八億五千九百万円の不足を生ずる見込みであります。

また、前述の支払い再保険金の不足見込みのほかに、連合会等交付金の不足も生じております。この連合会等交付金は、共済掛け金国庫負担金のうち、保険料及び共済掛け金に充てるため連合会及び組合等に交付するものでありますが、本年度におきましては、単位当たり平均共済金額が予算で予定した額より上昇したことに伴い、同交付金は当初予算額五十七億二千百万円に對し支払い見込み額六十億五千二百万円となり、差し引き三億三千百万円の不足を生ずる見込みであります。

したがって、歳出面における不足見込み額は、合計九十一億九千万円となり、予備費として計上されております三十九億四千四百万円のうち三億三千百万円を連合会等交付金の不足に充当し、残額三十八億一千三百万円を再保険金支払い所要額の不足の一部に充当いたしました。なお五十二億四千六百万円の不足を生ずる見込みであります。

また、歳出面におきましては、前年度繰り越し資金受け入れとして予定しておりました四十一年度産米未経過再保険料相当額十三億五千八百百万円のうち十三億一千万円はすでに四十年度の再保険金

支払い財源に充てられたため、本年度の受け入れ額としては四千七百百万円に減少いたしましたのであります。その結果、農業勘定における本年度の再保険金支払い財源の不足額は、兩者合計いたしました六十五億五千六百万円となる見込みであります。このため、農業共済再保険特別会計の農業勘定に對し一般会計から繰り入れを行なうことができることとする法律を制定する必要があるわけであります。

なお、この繰り入れ金は、保険計算の長期均衡性にかんがみ、後日被害率の低い年があつて同会計の農業勘定に剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法第六條第二項の規定により、農業勘定から再保険金支払い基金勘定に繰り入れるべき金額をまず控除してなお剰余があるときは、これを一般会計に繰り戻すこととしていたしております。

以上、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案の提案の理由及び概要を補足して御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(徳永正利君) 次に、昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案について説明をお願いします。三池衆議院大蔵委員長。

○衆議院議員(三池信君) ただいま議題となりました昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

この法律案は、昨十九日衆議院大蔵委員会において起草提出いたしましたものであります。その内容は次のとおりであります。

すなわち、昭和四十一年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人がその生産した同年産の米穀を事前売り渡し申し込みに基づいて政府に對し売り渡した場合には、昭和四十一年産米穀と同様に、その米穀にかかわる所得税及び法人税につい

て、売り渡しの時期に依り、玄米換算正味百五十キログラム、すなわち、一石当たり千五百円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

なお、本案による減収額は、国税において約七億円、地方税において約十七億円と見積もられるのであります。衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府の意見を求めましたところ、水田大蔵大臣よりやむを得ない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の趣旨と内容であります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことを切望いたします次第であります。

○委員長(徳永正利君) これより両案に対し質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○植木光教君 農業共済再保険特別会計の問題から質問したいと思ひます。

まず、農林省にお伺いしたいんですが、本年度の災害によって農業が被害を受けた、その被害状況を概括的に説明していただきたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 本年は各種の災害がございましたが、災害による被害額は、合計いたしまして、農作物で千三百五十五億程度でございます。そのうち一番被害の大きかったものは北海道、東北における異常低温によるいわゆる冷害でございまして、その被害額が七百十七億にものぼっております。

○植木光教君 大蔵省にお伺いいたしますが、この一般会計からの繰り入れ額の六十五億五千六百万円の積算基礎を説明していただきたい。

○政府委員(岩尾一君) 今回繰り入れをいたしました六十五億五千六百万円の積算でございますが、この原因は、先ほどお話ししておりますように、支払い再保険金と連合会等の交付金がふえたという点と、それから一方昨年度の予算から本年度に繰り越す予定になっております四十二年産麦の未経過再保険料が四十年に於いてすでに食われてしまったということのために歳入が

減ったという、この原因のためでございます。数字的に申し上げますと、支払い再保険金につきましては、当初予算では百三億を予定しておいたわけでございます。これが実際には、先ほどお話ししたような北海道の冷害あるいは新潟の水害といったような異常な災害に對しまして、水陸稲、麦の収穫量の減少がございました。一方、単位当たりの共済金額も多少昨年よりは上がっております。そういう結果この百三億円の支払い再保険金の見込みが八十八億ふえまして百九十一億というふうになりました。

以上が、連合会の交付金におきまして、これは五十七億という予算でございましたが、単位当たりの共済金額が上昇いたしましたので、その結果六十億にわねばならぬというふうになりました。約三億増加したわけでございます。そこで、歳出面では全体といたしまして九十一億の不足を生ずるわけでございますが、本年度予算におきまして予備費が三十九億ございまして、この予備費を全部いまして、五十二億の赤字でございます。そういたしますと、五十二億の赤字でございますが、保険金の不足という点に相なるわけでございます。ところが、歳入面では、先ほど申し上げましたように、四十二年に繰り越す財源として繰り入れる予定でございました四十年に計上しております四十一年度産麦の未経過再保険料の繰り入れ約十三億五千七百万でございますが、これが四十年に於いて非常に再保険金の支払いがふえましたために四十年に於いてもう使ってしまったということになりました。このために本年度の歳入としては十三億が不足するということになりました。

したがって、それは先ほど申し上げました五十二億といふ申しました十三億を足しました六十五億五千五百万といふものが全体として一般会計から入れなければならぬ金になる、こういうことでございます。

○植木光教君 ただいまの説明によつて支払い再保険の増加見込み額が約八十八億円というお話がありましたが、この災害の種類別、被害地域別、被害物別についての御説明をお願いいたします。

○政府委員(大和田啓吉君) 八十八億の再保険金の追加の内訳でございますが、水稲が七十四億、陸稲が四億、麦が十四億でございます。また、蚕繭のほうは逆に四億ほど剰余がございますので、これらを合計いたしますと八十八億という金額になるわけでございます。

災害種類別に申し上げますと、実は八十八億の内訳は申し上げかねます。むしろ支払い再保険金の全体の見込み額百九十一億について申し上げます。それが適當かと思ひますが、まず水稲について申し上げますと、水稲の百四十億の内訳は、冷害が七十六億、風水害が二十八億、病虫害が三十三億、干害が三億、以上で百四十億でございます。陸稲は六億でございます。内訳は干害が四億、風水害が一億、病虫害が一億でございます。麦は計二十二億でございますが、病虫害が九億、病虫害九億、干害が二億でございます。

なお、地域別につきましては農作物の支払い再保険の見込み額を申し上げますと、まず北海道、東北地方が九十六億、関東、東山地方が三十億、北陸地方は六億、東海地方が七億、近畿地方が一億、中国地方が一億、四国地方が六億、九州地方が二億という数字でございます。

以上が作物別、また被害原因別、地方別の再保険金の支払いの見込み額でございます。

○植木光教君 大蔵省にお伺いいたしますが、農業勘定における歳入は借入金によることもございまして、今回の歳入不足見込み額を一般会計から繰り入れることによつてまかなうとするのはどうしてかという点と、連合会の交付金の増は、先ほどの御説明でも三億三千百万円というお話でありましたが、これは災害とは関係がなくて、純然たる共済制度ないし再保険制度の上のいわゆる保険経理の問題であるというふうに考えられます。したがって、その増加額は一般会計からの繰り入れによる

よりも、借入金の処理によつて特別会計独自の解決をするのが妥当ではないかと思はれるのであります。どうでしょうか。

○政府委員(岩尾一君) ただいま先生御指摘になりましたように、この特別会計法におきましては、借入れ金の規定を置いております。第八条でございますが、農業共済再保険特別会計の農業勘定において再保険料収入をもつて再保険金及び再保険料の還付金を支払いを行なうに不足する場合は、その不足額を限度として借入れ金をすることができると規定がございまして、したがって、借入れ金ができるわけでございます。ところが、この借入れ金の規定は、この共済制度自体が長期均衡をいいますか、長期の二十年間の保険設定をいたしまして、長期で見ますと収支が相償うということを前提としてできております制度でございますので、したがって、たとえ借入れをいたしまして利子負担が重なるとか、あるいは償還期が非常に長くなるというふうなことになるかと、収支計算全体が狂つてしまふわけでございます。そういう意味から、いま申し上げましたこの第八条の借入れ金の規定は、むしろ短期の借入れを予定した規定であるというふうに解しております。したがって、現在起こっておりますような非常に異常な災害という場合には、もしこれを借り入れ金で行なうというふうなことになりますと、利子負担の問題もございまして、将来の償還の当てという点もなかなかむづかしいという点でございます。これはやはり一般会計から無利子の金を入れるという点で措置をするほうが、この共済自体が長期の保険設定のもとに収支相償うという点でできてくる趣旨にかなうのではないかと、一般会計から入れたわけでございまして、

さらに、連合会の交付金の三億の増加についての御指摘がございましたが、これは先ほど申し上げましたように、まず私といたしましては、共済特別会計の農業勘定におきまして、予備費が

三十九億あると申し上げました。この予備費から、まず連合会の交付金の不足に充てまして、その予備費の残額を再保険金の支払いに充て、なお足りないものを一般会計から入れようという形をとっておりますので、そういう意味合いからいいますと、先生のお話しになりましたような、保険自体として処理をしているというふうにお考えいただきたいものでないかと、かように考えます。

○植木光教君　いまのお話にも、長期均衡ということばが出ておりましたけれども、したがって、本案の第二項も提案されていると思うのでありますが、特別会計の収支の状況と今後の見通しについて説明をいただきたいと思います。

ほどございますので、全体としては三百十四億の予定貸借対照表によります貸し方勘定の合計が出るわけでございますが、繰り越しておりますそういう一般会計の繰り入れ金を損失として貸し方として見ていきますと、いまのような状況で、大体二百五十八億くらいの赤字が出ておるといふうにござんいただいてけっこうかと思います。

今後の問題でございますが、先ほどから申し上げておりますように、これは二十年間の収支を見ているというところで保険設計をいたしております。農業というのは非常に災害が局地的に集中的に出るという特殊性がございますので、いま申しましたように、現状ではかなり赤字になっており

○政府委員(岩尾一君) この特別会計の収支の状況でございますが、当初予算におきましては大体三十六億ほどの利益が出るということでこの勘定を組んでおりました。と申しますのは、先ほど申し上げました三十九億の予備費がございます。この予備費が全部残るであろう。この予備費の中には支払い基金勘定から繰り入れたものもございまして、それを除きました三十六億ぐらいが利益に上がるのではないかとというふうに本年度は見ておったわけでございます。ところが、先ほど申し上げましたような状況でございますので、非常に再保険金の支払いがふえまして、一般会計から六十五億繰り入れをするという状態となりましたために、本年度の損失は、現在補正後の状況で申し上げますと、約三十二億の損失が出るという状況に相なるわけでございます。

長期の状況を申し上げますと、現在、長期的にと申し上げますが、むしろ現在までの繰り越してきた状況はどうかということを申し上げますと、繰り越し損失が、先ほど来申し上げますよううに、一般会計から入れます金がございます。若干年によりまして繰り戻してもらったものもございしますが、そういうものを差し引きまして、大体二百五十九億ほど一般会計からの受け入れによる借金と申しますが、そういうものがございます。さらに、支払い財源受け入れからのものが五十四億

ほどございますので、全体としては三百十四億の予定貸借対照表によります貸し方勘定の合計が出るわけでございますが、繰り越しておりますそういう一般会計の繰り入れ金を損失として貸し方として見ていきますと、いまのような状況で、大体二百五十八億くらいの赤字が出ておるといふふうにごらんいただいでけっこうかと思います。

今後の問題でございますが、先ほどから申し上げておりますように、これは二十年間の収支を見ていくということと、これは二十年間の収支を見ているというところで、保険設計をいたしております。農業というのは非常に災害が局地的に集中的に出るという特殊性がございますので、いま申しましたように、現状ではかなり赤字になっておりますが、保険設計自体から見ますと、長期的に見ていけば返していける当てがあるのではないかと。現にここ四、五年ほどは一般会計から繰り入れておりますが、その前の六年くらいの間はむしろ一般会計へ返しておるといふ状況でございますので、将来の状況も私は長い目で見れば収支相償うのではないかと、こういうふうな考えでおります。

（榎本光義君）最後にお聞きしたいです。すけれども、ことは災害が集中的に発生したわけですが、でも、しかし、一、方米の作況は非常によいというふうに見られておるわけです。こういうときに六十五億という多額の繰り入れ措置を要するということとは、この制度自体に構造的な欠陥があるのではないかということ、また、いまもお話がありましたように、過去八回ずっとこういう立法措置をやってきておる、最近では四年間連続して年中行事のようにやってきているわけですが、何か別の法的な措置というものをこの際考えたほうがいいのではないかとということについて……。

○政府委員(岩尾一君)　ただいま御指摘になりましたように、本年非常に豊作であるのにこういうような繰り入れ金を必要とするような状況になることはどうであらうかという御意見でございますが、御承知のように、この共済制度は、通常被害につきましても単位農協あるいは連合会等で措置をいたしまして、異常な災害になりますと国が再

保険いたします。再保険金の支払いという状況になるわけでございます。そこで、本年は、水稻で申し上げますと、大体被害率は五割ぐらひでございます。これに対しまして共済の掛け金率が大体五・一九ぐらひでございますので、そういう全国的に見ますとそろつておる。ところが、各地ごとに見ていきますと、たとえば北海道におきましては、共済掛け金率が七・五割でありますのに、被害率は二四・二である。そういういたしますと、全体をブールしておるといふことにはならないので、異常災害の分だけを再保険金がかぶるという形にも相なりますので、こういうような六十五億という繰り入れをしなければならぬという状況に相なるかと思ひます。

それから、次にお話しになりました毎年、特に四年間もこういうことを繰り返しておるわけでございますから、何か恒久化したらどうかという御意見でございますが、先ほど来申し上げておりますように、長期においては均衡する。連統四年間出てきたのもいけば農業というものの特殊な状況による被害ではないか。そういう意味から、やはり長期的にはうっておいても一般会計から繰り入れられるというような制度をつくりますと、むしろ保険設計自体をつぶしていくということに相なりますので、やはりこれは異常な災害が起きたときに一般会計から入れるということとでそのつど考えていったらいいのではないかとということで、現在のところでは恒久化の立法ということは考えておりません。

○藤田正明君 昭和四十一年産米穀についての法案に対する質問をやりたいと思います。

まず最初に、三池衆議院大蔵委員長にお答え願いたいのでありますが、本法案は毎年通常国会の冒頭に提案されるのが例であります、急遽臨時国会末に提案されることになった理由であります、その点について。

○衆議院議員(三池信君) たいへんむずかしい御質問のようですが、腹藏なく申し上げますと、御承知のように、政界はまことに流動的な様相を呈

しておりますので、万一にも例年のとおり通常国会で少なくとも二月の十五日までにこの法案が通過するようにして、その機会を逸しますという、すでに農家では例年のことで必ずこういう特例が設けられるものであるという予想のもとにもう予約いたして供米いたしておるような事情もありますので、そういうことになりますという、たいへんな事態が起こることもおそれまして、委員会ではそういうことが万一ある場合に対処する気持ちで委員会の発議になって提案いたした次第であります。

なお、ほかのいろいろの政策的な問題、政府側が答弁する事項につきましての御質問がありますれば、大蔵省からは主税局長、農林省からは食糧庁長官、農政局長も見えておりますから、それぞれ所管事項については担当の係官から御答弁させていただきます。

○藤田正明君　よくわかりました。
昨年度の四十年産のことですが、これは減収額が約七億と見込まれておるわけですが、先ほど補足説明の中で今年度は国税において七億、地方税において十七億というぐあいに見積もられておりますが、その適用戸数であります、全体の農家の中でどれくらい、あるいは米作農家の中で何%ということ、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(塩埕潤君) 私どもの調べでは、全農家五百五十六万五千戸でございます。そのうち米作農家五百十八万二千戸でございます。そのうち予約売り渡しをいたします農家は三百二十五万三千戸でございます。で、だんだんと税金の範疇に入りますが、課税農家二十万、そのうち米作課税農家十九万一千、予約減税の対象となる農家十六万八千戸、全農家の三％でございます。

○藤田正明君　ただいまのお答えによりますと、全農家の三〇％ということでございますが、この三〇％のために法案が出されるわけですが、毎年税制調査会その他においてはこの法案はやめべきじゃないかという意見があるやに聞いてお

りますが、この事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するために別な方法はないかという点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(大口駿一君) 米の事前売り渡し申し込み制度は、昭和三十年、それまでの強権供出にかわる制度として供米の円滑化ということをねらいとして発足した制度であることは御承知のとおりであります。この制度施行以来すでに十年を経過いたしました。生産者並びに集荷業者とも多分にこの制度に習熟して今日に至っておりますので、現在のところでは、供米はきわめて円滑かつ順調にまいっております。ただ、この制度発足以来ずっと実施いたしておりますが、予約減税制度というものを急に廃止をいたしますことになりま

すと、ただいま大蔵省からの御答弁にありましたように、適用戸数の割合は先ほどの数字のようでありまされども、やはり農家経済に急激な影響を与えらることもありますので、私どもとしましては、制度発足以来の形を存続をいたしければ供米は円滑を期せられるのではないかと、うに考えております。このほか供米の円滑化をはかる方途は別に概算金の支払い制度等もございしますが、さらにそれ以外に別の方途を考えるということはいまのところ考えておりません。

○藤田正明君 この問題は、大蔵大臣がおられれば大臣が一番よろしいのでありますが、おられませんか、政務次官もしくは代理の方にお願いしたい。

消費者米価の引き上げは来年度以降に持ち越される政府の方針のように聞いておりますが、この問題に対する基本的な考え方はどうかということ、政府の物価政策に関連してお答えいただきたいのであります。それからまた、食糧制度を抜本的に改正する意思ありやなしや。この二点であります。

○政府委員(丸茂重貞君) だいぶ大きな問題の御質問でございますので、場合によりまして大臣からお答えしなければならぬかも知れませんが、大臣がちょうどおられますので、便宜私のはうか

らお答え申し上げる次第であります。

まず、消費者米価の問題につきましては、昭和四十二年度の予算の編成の問題とからみまして、ただいま非常に政治的にも経済的にも微妙な段階にございまして、この委員会では私のほうからこの点について明確なお答えをすることができないという点についてははなはだ残念でございますが、いろいろな事情を御勘案の上御了承いただきたいと思っております。

なお、物価問題との関係等でございます。いま私の御答へは、それら全般の問題をひくるめまして、総合判断の上に立つてのお答へでございますので、どうぞひとつ事情御了承の上御賢察いただきたいと思います。

○委員(徳永正利君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより兩案につきまして一括して討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですから、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(徳永正利君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(徳永正利君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、兩案につきまして議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(徳永正利君) 次に、請願に移ります。第二四号 パナナの輸入関税率すえ置に関する請願外百九十五件の請願を議題といたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(徳永正利君) 速記を起こして。第二八号 酒税の軽減に関する請願外百七十八件の請願は、議院の會議に付することを要するものにして内閣に送付することを要するものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(徳永正利君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(徳永正利君) この際、おはかりいたします。前国会閉会後、本委員会の行ないました租税及び金融等に関する実情調査のための委員派遣につきまして、それぞれ文書により報告書が委員長の手元に提出されておりますので、これを本日の會議録の末尾に掲載したいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう

う取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時二十六分散会

〔参照〕

大蔵委員会付託請願中採択一覽表(計一七九件)

主計局関係

第一〇七号 引揚者在外私有財産の國家補償に関する請願(外二件)

主税局関係
第二八号 酒税の軽減に関する請願(外一七三件)

第三二二号 邦楽器の物品税課税廃止に関する請願

第一八〇号 個人企業完全給与制実施に関する請願

派遣委員報告(第一班)

委員 伊藤 五 部
委員 戸田 菊 雄

第一班は、昭和四十一年九月一八日より九月二二日まで、宮城県、山形県、福島県において、租税、金融、税関行政並びに専売事業について、国税局(仙台国税局、山形税務署)、財務局(東北財務局、山形財務部)、塩釜税関支署及び日本専売公社(仙台地方局、山形工場)等を調査するとともに、関係各界の意見を聴取し、実情を視察したのであるが、以下調査の結果の

大要について報告する。

一、経済概況

1 東北経済の概況
東北地方は、その面積は全国の一八%余を占めるが、産業構造は後進的であつて、人口包容力が小さく、しかも最近の著しい人口の大都市集中現象により人口の流出が続いている。この産業構造の後進性は財政面、金融面にも影響し

ていて、国の財政面では国税収入が全国比三・五%と極めて少いのに、地方交付税、米代金などへの歳出が多く、財政資金は毎年、巨額の散超となつてゐる。地方財政面でも東北六県の財政規模は全国都道府県の九・八%、で人口の構成比九・三%には匹敵するが、面積の構成比よりはかなり低位であり、地方交付税、国庫支出金、地方債といった国庫依存財源の歳入に占める比重は県の場合七〇%、市町村の場合五〇%に達している。一方、金融面では貯蓄実績、資金量がそれぞれ全国比四・六%、四・二%であり、融資量の全国比も四・二%を占めるにすぎない。

したがって、東北における資金の流れをみると財政資金により地域内に多額の資金を供給しても決済資金等の形で相当量が域外に流出し、貯蓄された部分も地域内に優良な貸出先が少いため貸出金、コールローンという形で中央に還流する場合が多い。

2 最近の管内経済情勢

本年度に入つての管内経済情勢をみると、鉱工業生産は、公共事業関連産業を中心に増加基調にあり、消費は伸び悩んでいた百貨店売上高が七月には大幅に増加し、雇用も新規求人、就職件数とも前年同期を上廻るなど、景気は着実に回復しているものとみられる。

(一) 生産

管内鉱工業生産指数は四月大幅上昇の後を受けて、五、六月とやや低下した。しかし、四月～六月平均は前期(一月～三月)及び前年同期に比し、それぞれ四・五%、一・七%増加しており、不振の石炭鉱業、原油、天然ガス鉱業を除いて、いずれの業種も前年同期の水準を上廻っている。

特に製造工業では公共事業関連の鉄鋼業、窯業、コンクリート製品を中心とする工業や非鉄金属工業、紙パルプ工業が、鉱業では金属、非金属鉱業が順調な伸びを示している。

一方、農業生産面では、本年の稲作は、五月

中旬までの気象条件が各県とも概ね良好で、田植は順調に行なわれたが、その後不順な天候が続いたため、本田の初期成育が遅れ、七月も北部では低温寡照で、分けつ期、幼穂形成期とも平年より遅れを示した。

八月に入つても、初旬低温、日照不足により最高出穂期が、北部では七～九日、南部では三～六日の遅れで作柄が心配された。しかし、八月中旬以降各県とも高温多照の好天にめぐまれたため、著しい立ち直りを見せている。

(二) 消費

昨年来農作物の豊作に支えられて根強い動きをみせた百貨店売り上げは、四月、五月と伸び悩み、六月も官庁、会社などのボーナス支給期にもかかわらず、下旬の天候不順も災いして、夏物衣料などが振わなかつたことから、前年同月に比べ一・一・三%と最近にない低い伸び率となった。しかし、七月はこれまでの不振をばんと回して、夏物衣料、食料品を中心に売上好調で、法人筋の贈答品も昨年に比べ活発化し、前年同月比一九・七%と昨年十一月以降最高の伸びを示した。

(三) 物価

四月に八ヶ月振りで微落した仙台市卸売物価指数は、五月から再び微騰を続け、前期及び前年同期に比べ、それぞれ〇・四%、三・七%の上昇となっている。

仙台市消費者物価指数は、野菜や教育費の値上りを中心に四月大きく上昇のあと、大凡横ばいに推移している。

(四) 雇用

四月～六月の一般雇用状況を見ると、需給率、就職率も次第に改善されてきているが、本年三月卒業者の雇用状況は、前年に比し、求人がかなり減少しているものの、中卒三・三(前年四・五倍)、高卒一・九倍(前年三・四倍)と求人難を示している。

二、財政金融

1 金融情勢等の概況

東北地方の産業は、前述の如く、農林水産業が優勢であり、商工業部門の企業の規模をみては大企業の域に入るものは数えるほどにすぎず、中小企業の比重が非常に高い。金融の構造も、このことを反映し、全国の場合に比すると農業協同組合の占める地位が高く、地方銀行、相互銀行のウェイトも相当大きい。都市銀行等のシェアは割合低い。そうした生産性の低い産業部門を主な対象とし、更に地域の経済力の弱さに起因する資金量、融資量の少なさもあって、各金融機関とも効率が良くなり、資金コストが高く、従つて貸出金利も全国水準に比すると高い。このことは、当地方の産業の現勢、産業構造からして、或る程度やむを得ないものであるが、経済の基調が安定成長路線を歩み、国債発行が常態化する財政新時代を迎えた今日、金利水準は低下の一途を辿るものと思われ、管内金融機関は経営の合理化、効率化に最大限の努力を傾注し、高コスト、高金利の経営体質から一日も早く脱却し、低コスト、低金利の体質をつくり出すことが必要である。

以下、最近の金融情勢をみてみたい。

(一) 財政資金、日銀券

四～七月の金融情勢をみると、財政資金の大幅散超等があつて、預金は順調に増加し、他方、貸出面では、上向いてゐるとはいふものの、未だ資金需要が大きく上向いてきたとはいえず、全体としてはやや緩和気味に推移している。

まず、財政資金は四～七月で一四一、八九九百万円の散超で、前年を上廻っている。これは交付税交付金、運用部資金、公共事業関係費等の公共事業早期施行と関連の深い項目の散布超過額が前年を大きく上回つたことに因る。日銀券は四～七月で六、三九五百万円の発行超を示し、前年同期(五八〇百万円の還収超)と全く様相を異にしたが、これは財政資金の大幅散超の動き、並びに景気回復による現金需要の増大によるものであろう。

(二) 金融機関の動向

地方銀行の預金は、定期性のみならず、要求払預金の伸びも順調で、四～七月で四・八%の伸びをみせた。他方、貸出金についても、設備資金需要は本格化していないといふものの、増加運転資金の需要は割合多く、四～七月で、五・〇%の伸びをみせている。

また、相互銀行の預金は、四～七月で四%増と大きく伸びているが、貸出は三・五%増にとどまつており、信用金庫も預金が二・一%増、貸出は五・五%増となつてゐる。このように各金融機関とも預金、貸出金とも上向いてゐるとはいふものの、貸出については貸出金利の引下げ競争をするような相当の努力を払つての結果であり、資金需要が本格化したためのものとは考えられない。

このため、各金融機関は、額は従前ほどでないにしてもコールローン又は金融機関貸付金に相当額をまわして、四～六月末現在で、その残高は地方銀行三六、三〇〇百万円、相互銀行二一、三〇〇百万円、信用金庫四、三四八百万円と高水準にある。

したがって、国債の引受額が四～八月で地方銀行四、〇六四百万円、相互銀行六三二百万円、信用金庫二九五百万円、計四、九九一百万円に達するが、資金ぐりにとくの問題は出ず、このまま推移すれば四一年度中の引受見込額一五、〇〇四百万円も割合容易に消化しうると考えられる。

(三) 手形交換

管内手形交換高は、前年同期に比し、枚数で一〇・六%、金額で一三・二%増加して、前年とさして違わない伸びをみせており、商況が前年の不況期に比し活発になつてゐるといえないが、不渡手形は枚数、金額とも前年より少なくなつており、四～七月の不渡発生率は前年同期四・七%に〇・五六%だったのが、本年は〇・三九%へと低下している。

四 証 券

四、七月の管内株式売買高は、株数で二・一倍、金額で三・一倍と、やや明るさを取り戻した。一方公社債売買高は、株式の回復とは対照的に前年同期に比し八・二%の減少となった。投資信託の募集並びに解約の状況は前年より改善されたといえ、依然低調を続けている。

2 公共事業等の施行状況

七月末現在における実績をみると、まず県関係では、六月の追加補正も終り、年間内定事業費に対する予算化率は九七%に達しており、また、契約、支出の状況は六県合計で契約額四五、七一九万円、支出額一五、四四一百万円と年間内定事業費に対し、契約率は六一%、支出率は二一%となっている。

これらは、いずれも前年同期の実績を大幅に上回っており、公共事業等の施行促進はかなりの効果を上げていっているものの、用地買収の難行や業者の工事進行の遅れなどから各月ごとに企てられた目標を下回っている県もみられる。目標に対し、全般に契約の方が進んでおり、秋田県、山形県は既に契約率七〇%を越えている。これに対し、支払は工事の進捗状況が思わしくなく、秋田、山形、青森の各県は二〇%を越えているが、宮城、福島は一六%台にとどまっており、上期目標達成のためには、かなりの努力を要するものとみられている。

なお、国の出先機関の七月末実績は、東北地方建設局が契約一四、三五〇百万円、支出五、八二九百万円で、年間予定事業費（二四、二〇〇百万円）に対し、契約率五九%、支出率二四%となっており、東北農政局は契約九、五三〇百万円、支出三、三九九百万円で年間予定事業費（二二、八四〇百万円）に対し、契約率六九%、支出率は二五%となっている。

3 国有財産の概況

東北地方における国有地の全国有地に対する割合は高く、総面積の三一・五%とかなり高い。その国有地の九八・五%は国有林野であって、これは東北六県の総面積の三一・〇%に当

り、これが東北地方における行政財産の比率を極度に高める要因となっている。また、このことは土地の利用形態から見た場合、自然の立地条件とともに地域の産業構造に大きな影響を与えている。

次に普通財産の概況であるが、東北財務局所の普通財産は総額一五、五五三百万円であって、管内普通財産の九七・五%を占め、このうち土地九一百万平方メートル、一六七百万円となっている。これらの普通財産は貸付や売払いを通じて国の歳入源としての役割を果たすとともに財産の態様に応じて国土開発計画、都市計画等に転活用され、広く国家社会に寄与している。

4 要望事項

(一) 金融関係懇談会

仙台において、在仙金融機関の代表と当面の金融問題について意見の交換を行ったが、その際、問題となった主な点は左記の如くである。

(1) 貯蓄奨励の施策（税制上の配慮等）を今後とも推進されたい。

(2) 国債の消化については、現在は資金コストの関係で採算点すれすれの線であるが、景気回復の原動力であり、しかたないが、今後毎年増大することに対する懸念はある。

(3) 政府関係金融機関との競合関係が生じて来ている面があり、民間金融機関との調整を要すべきとの意見があった。また、これと関係して、国民金融公庫の環境衛生貸出しの融資枠の増大は今後慎重にされたいとの要望があった。

(4) 取引の対象である中小企業の規模の拡大と相俟って、大口供与の規制や業務区域の拡大等経済圏単位に考え、弾力的な行政運営を要望する意見もあった。

(二) 会津漆器関係

会津漆器は、最近の設備の近代化と生漆の入手難から従来の木製素地をプラスチック生地に、生漆を化学塗料に転換されてきた。このよ

うな現状から市内繁華街に占在している生地工場、塗工場、加飾工場は敷地、建物等が種々制約されているために、機械設備の増設等も望めず、絶対量を必要とする生産面でも支障をきたすに至り、一部組合員による工場の集団移転が計画され、現在、会津漆器工場団地協同組合のもとに四三組合員、三七企業が入っている。

先般起ったユリア樹脂製品からのホルマリン溶出問題は、当地漆器業界に大きな打撃を与え、業界においてもその対策に苦慮しており、政府資金融資等次の要望があった。

(1) 政府金融機関の長期融資資金の優先的利用について特別の配慮をされた。

(2) 中小企業近代化資金の償還期限の延長並びに政府系統金融機関よりの運転資金特別貸付について特別の配慮をされたい。

(3) 中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の利率差額を同率とし年利の引下げを配慮されたい。

三、租税行政

1 国税の収納状況

昭和四〇年度における国税の収納状況をみると、東北六県の収納総額は九七一億円で、前年度に比べて五九億円増加し、六・五%の伸長率を示している。全国の対前年伸長率は四・一%であるから全国平均を二・四%上回っている。

これは、経済概況でも触れたように、東北地方の生産所得に占めるウエイトが第一次産業に高く、第二次産業のウエイトが低いこと、昭和四〇年中における全国的な景気停滞にもかかわらず比較的影響が少なかったことと米作、漁業などの第一次産業が好調に推移したことによるものと認められる。

しかし、東北の国税収納額は、全国の国税収納額に対し、三・五%を占めるに過ぎず、東北地方の面積が約一八%、人口が約一〇%であることからみると非常に少ない数字となっており、

このことは東北地方の経済基盤の浅いことに起因すると思われる。また収納額を県別にみた場合、東北地方でも比較的经济開発の進んでいる宮城県、福島県が他の四県に比べて多くなっている。

2 所得税・法人税

(1) 最初に申告所得税であるが、昭和四〇年分の申告所得税の納税者数は一六一人、税額は九五億八四百万円で、これを業種別にみると、譲渡所得等の税額が全体の三九%で、一位を占め、以下営業所得、その他事業所得、農業所得の順になっている。

東北地方の特色である農業所得についてみると全体に占める割合は一九%に過ぎないが、前年に比し、相当な伸びをみせている。これは作況が前年に比し、良好であったことに加えて米価の値上り等があったことに起因していると思われる。

最近、五年間の納税者数と税額の推移をみると、連年減税が行なわれてきたが、経済の伸長等に伴って所得が増加したため、人員、税額ともに増加している。また、最近の顕著な事実として、土地建物の需要の急増に伴い譲渡所得が増加したほか、不動産所得等資産所得の増加が指摘できる。

青色申告については、商工会議所、商工会、税理士会及び青色申告会等の税務協力団体の協力を得て積極的な普及を図っており、昭和四〇年に比し一六%伸びたが、その普及率は五五%で全国平均の六三%より劣っている。しかし、農業所得者の青色申告の普及状況は一八%で全国平均八%に比し、高くなっている。

一方、源泉所得税は、給与所得者数が前年比一〇六%で、課税額は一二三%と伸長している。これは、個人経営から法人企業へと経営方式が近代化されて、給与所得者が増加し、また給与水準の上昇によるものと考えられる。

なお、源泉所得税の税額は酒税に次で第二位である。

(2) 昭和四〇年事務年度(昭和四〇年七月一昭和四一年六月)の法人税の申告状況をみると、申告件数は三七、一七一件、税額一八五億一七百万円となっており、前年度より申告件数で五・三%、税額一・八%増加している。しかし、昭和四〇年一二月末現在の東北全体の徴収決定税額を全国と比較してみると全国のわずかに三%に過ぎず、東北における経済活動の低調さを物語っている。東北における主要法人は、電気供給業、銀行業及び放送業に多く、製造業等に見当たらない状況である。なお、法人数の増加に伴い、青色申告法人も増えて、全法人の七二・一%を占める二八千法人となっている。

3 酒税

(1) 課税の現況・東北における酒税のうち酒税の占める割合は非常に大きく、昭和四〇年度の収納額は二六〇億円で国税総収納額の二六・八%を占めて、各税目を通じて第一位である。最近五ヶ年間に酒税課税額の推移をみると、毎年堅実な伸びを示しており、五年間の伸びで、全国平均四〇%に対し、東北では四七%の伸びで全国を上回る数字を示している。

(2) 酒類密造の状況・当局管内における酒税に關して大きな問題は酒類の密造問題であり、密造推定数量は、昭和四〇年において全国の三〇%程度を占めているのが現状である。

この密造の形態は農村密造と集団密造に大別できる。

農村密造……東北地方における酒類密造の大部分は農家の自家用目的の通称「濁酒」であるが、農業所得の増加、一般生活水準の向上及び酒類需給の円滑化等に伴い、正規酒類の消費量も増大し、密造酒類はやや減少の傾向を示しているものの全体としては横ばい状態である。特に青森県津軽地区においては、販売を目的とする集団の酒類密造は減少しているが、反面農村地帯の自家用酒の密造が現われている。

集団密造……戦後青森県下の青森、鶴ヶ沢、弘前、五所川原及び黒石の五署管内において、外国人を主体とする販売目的の酒類密造が大幅に増加しているが、強力な反復取締によって経済的な打撃を与えた結果、次第に減少した。現在では、青森市内の一部に残存するに過ぎないが、これらの犯行手段は極めて巧妙で、取締に相当な困難を伴う状況にある。

(3) 密造地域における未然防止対策・これらの密造に対する対策としては、広範な地域において、普遍化している農村における酒類密造については、取締のみでは到底これを根絶させることは困難なので、取締に併行して自主きよう正の気運を高め、きよう正の実を上げるように「酒類密造きよう正組合」の育成指導等を積極的に行なうなど未然防止対策を講じている。因みに、管内できよう正組合数は一、一三九、組合員数七七、六四〇人となっている。

4 その他の国税

(一) 揮発油税及び地方道路税

東北の間接税の中では、酒税に次ぐ大きな財源であり、昭和四〇年度中に課税されたものは四四万キロリットルで課税額は一二五億一千万円である。これらは秋田県の精油業者の移出と塩釜、秋田、青森および八戸の各市にある油槽所からの移出である。課税数量を昭和三九年度と比較してみると九%の増加を示し、今後とも新産業都市地域に対する工場誘致等に伴う未納税蔵置場の増設も予想され、自動車増加とともに、ますます課税額が増加するものと思われる。

(二) その他

以上述べた他に、直接税では相続税、贈与税及び有価証券取引税、間接税では物品税、入場税、砂糖消費税等があるが、四〇年度の収納額で三億円、三・一%である。

5 滞納の現況及び納税貯蓄組合

昭和四〇年度の徴収決定済額は、一、〇二三億円(前年対比一〇七%)で、このうち収納済

額は九七億一千万円、収納割合は九四・九%である。昭和四二年当時は八八・二%の収納率で滞納額も三五億六〇〇万円の多きに達したが、その後漸次収納率も向上し、昭和四三年以降は連年九五%前後の収納率を上げていた。年度末の滞納人員は一三、〇〇〇人、税額一五億五、九〇〇万円となっている。

納税貯蓄組合については、昭和三六年度から五ヶ年計画で組合員の倍加運動を強力に実施した結果、満三年でその目標を達成した。昭和四一年三月末の状況をみると国税組合数九、九九四、組合員数一二五千人となっており、国税の納税人員一八四千人に対して、その加入割合は六八%となっている。

6 要望事項

(一) 仙台国税局

(1) 庁舎新築の促進方について

仙台国税局管内の税務署庁舎の中には、建築後相当年数が経過したため、老朽朽しているもの(一六署、うち二署については本年度予算で措置済)、あるいは終戦直後の建築のため、資材粗悪かつ不良建築のもの(一一署)が多いので、確定申告、納税相談の際納税者に親しみやすい雰囲気醸成し、かつ、明るい職場環境の確立を図るため、庁舎新築の促進について配慮されたい。

(2) 宿舍の増設と大型化について

公務員宿舍は最近かなり充足されてきました。が、税務の特殊性、管内の地域の広大性等の事情により転居に伴う転勤が多いため、宿舍事情はまだ十分ではないので、今後とも宿舍の増設について配慮されたい。併せて、家族構成、生活様式の向上、寒冷積雪の事情等を勘案し、宿舍の大型化について配慮されたい。

(二) 租税関係懇談会

山形において、地元の商工会議所、法人会、青色申告会、税理士会の代表と租税問題について意見の交換を行なったが、問題となった主な点は次の通りである。

(1) 貯蓄増強のための特別措置の廃止は、時期尚早であるので、慎重に検討されたい。
(2) 現行の支払配当課税措置を更に強め、支払配当一部損金算入制の採用を検討されたい。
(3) 退職給付引当金の積立限度額を期末退職給与支給額全額とする等、限度を拡大して頂きたい。

(4) 相続、贈与、譲渡もしくは評価損計上の場合における非上場株式の評価基準については、類似上場会社の純財産より計算した株式の評価額と市場相場との平均指数をもつて、非上場株式の評価を行うとか、もっと実情に則した評価方式を検討されたい。

(5) 地方税については、固定資産税の課税標準の評価は原則的取得原価主義の採用と住民税の課税率の不統一は後進地方の開発を阻害する要因となっているので再検討されたい。

(二) 日本酒造組合

東北地方の各県酒造組合会長より当面する酒税に關する諸問題に關して意見を聴取したが、大要次の如き要望があった。

(1) 酒造用原料米の政府売渡価格について

酒造用原料米の政府売渡価格の決定に當つては、従来のコスト計算方式を改め、一般主食用米(少くとも業務用米)の政府売渡価格と同様の方式により、企業採算のとれるよう合理化されたい。

(なお、本年度の売渡価格は、九月二〇日、一五〇キロ当り、一九、二五〇円と昨年に比し八・七%、一五・三五円引上げられて決った。)

(2) 酒税の減税について

酒税の大巾な減税を断行し、国民大衆の租税負担の軽減と均衡を図られたい。酒税の税率は戦前に比し極めて高く、低物価政策の一環として酒税の減税が必要である。

(3) 酒価の改定について

一昨年以来、清酒の小売価格は据置きであるが、酒米は昨年八・七%引上げられており、

連続二年の引上げで、清酒・ハリットル当たり一三円のはね返りとなり、これ以上は合理化で吸収できないので、企業採算のとれるよう値上げを認められた。

(4) 清酒製造業を中小企業退職金共済法の特定業種への指定方について

中小企業退職金共済法第五章の規定による特定業種退職金共済組合の設立を認可されれば、清酒製造業に従事する限り従業員は通算され、期間雇用者の福祉に役立つとともに、業界全体として労務者を確保する途に通じることとなるので、この際、清酒製造業を中小企業退職金共済法第六二条の規定により特定業種の指定を受け、特定業種退職金共済組合が設立できるよう配慮されたい。

四、税関行政・専売事業等

1 税関行政

塩釜港は東北地方のほぼ中央にあり、太平洋に臨み、背後に東北の中心都市仙台市と広汎な仙台平野を控え、産業交通文化の核要地に近接し、宮城県を中心に東北地方の大半を後方圏として東北の海の玄関であるので、最近貿易額も増大する傾向にある。

塩釜税関支署の輸出入額は逐年増加しつつあり、塩釜港の四〇年中の貿易総額は三九九年より一四億九、四〇〇万円上回る一五億二、四〇〇万円になった。輸入総額は四四億二、六〇〇万円、三九九年より一億五、五〇〇万円増え、輸出は六億九、八〇〇万円同じく三億四、〇〇〇万円上回ったが、輸出は輸入の六分の一で、片貿易であり、片荷港的性格が目立つ、輸出のおもなものは、東北造船株式会社で建造した東南アジア向けの船舶で、ひき船五隻、軽船一三隻の計五億五、七〇〇万円、アメリカ向けの種がき一億一、〇〇〇万円などで、種がきは最近輸出が減少しつつある。一方輸入はソ連南方からの木材一四億四、〇〇〇万円、とうもろこし一億五、七〇〇万円、石炭一億七、九〇〇万円、コオリヤン七億二、八〇〇万円など

なっている。

なお、貿易量の増強のためには、貿易船の入港可能な港湾整備と背後地産業の拡充とが重要な要素であるので、港湾設備の改善が必要である。

租税収入では、昭和四一年一月から八月の実績で、関税収入四、六二五万円が昨年の二倍、とん税及び特別とん税七一〇万円、物品税、酒税、砂糖消費税、その他諸収入合計で一、八一七万円となっており、昨年の五、五〇六万円を超えている。

2 専売事業

(一) 葉たばこ生産状況

仙台地方局管内の葉たばこは、松川、南部、白だるま、白秦野、パーレー種が栽培せられ、昭和四一年度見込では、耕地面積一〇、三六六ヘクタール、収納見込代金は九六億八、〇六〇万円である。

本年のたばこ作柄は、移植は好天に恵まれて初期生育は極めて順調であったが、生長期である六月から七月上旬にかけて低温多雨の悪条件下に経過し、生育相悪く緩慢であった。そのため心止は、早植えしたにもかかわらず、当初の予定より、五日以上遅れていた。

収穫乾燥期である夏の天候は、豊凶を決定する重要な要因となるが、八月前半は極めて不良であった。特に八月上旬には気温が平年より摂氏五度以上も低い異常低温の日が続き、下位葉の成熟が遅れ、また、乾燥操作に順調を欠いた。しかし、八月中旬後半ごろから天候は回復し、作柄は急速に持ち直り、乾燥経過も良好である。

(二) たばこ製造の概要

仙台地方局管内の製造工場は、仙台、山形、盛岡の三工場、仙台工場は昨年四月から、スレンジング方式による製造作業を開始し、本年度はハイライトおよびわかば（八月一二日製造開始）の製造を行っている。また山形工場は新生、ハイライトの製造を行っており、盛岡工場

では新生の単一銘柄の製造を行っている。

なお、本局は山形工場を実地に視察したが、当工場は、来年秋操業予定の新工場が現在建設中であり、その間には年間七〇億本（現工場の二倍強）の新工場に移転することとなっている。

(三) たばこ販売状況

昭和四〇年度たばこ販売実績は、数量九七億三、九〇〇万本、代金二五〇億四五三万円、一〇本当り単価は二五円〇二銭であったが、本年度販売計画ではホープ、ハイライト、わかば等のフィルター付の伸びを見込んで、数量で一〇二億五、〇〇〇万円と五・三％、総代金で八・三％増とし、一〇本当り単価も二六円三五銭としている。

本年度の販売実績をみると、ハイライト、ひびきは急速な伸びをみせているのに反し、新生、いこい、ピースは推定通りの減少を示しており、販売計画に近づきつつあるものと思われる。

3 その他

本局は、仙塩地区のソーニ株式会社仙台工場、山形において地場産業のオリエンタルカーペット株式会社、米沢において絹織物の猪俣工業有限会社の工場を視察し、当面の諸問題について意見の交換を行なった。

派遣議員報告（第二班）

委員長 徳永 正利
理事 日高 広為

第二班は、昭和四十一年九月二十六日より十月一日までの六日間、租税・金融及び専売事業等につき、近畿・東海両地区所在の造幣局・財務局・税関・国税局並びに専売公社を調査し、また、酒造業等関係各界と意見を交換するとともに地元産業の生産状況を視察した。以下その主な事項について報告する。

一 近畿地区

1 経済概況

近畿財務局管内における経済の現状は、輸出の好調・財政支出の増大・消費の立直りなど、需要の順調な拡大に支えられて着実に回復過程をたどっている。しかしながら、潜在的な設備過剰圧迫や海外の不安要因などもあって、当面の景気回復は未だ設備投資に結びついていない。また、当地主要産業の綿紡など一部の業界では、構造的な問題もあって回復の遅れがみられる。

このような情勢の中で当地財界筋では、経済の根柢にひそむ構造問題の解決と均衡のとれた持続的な経済成長をはかるため、①物価安定の推進、②企業減税の実施、③低利長期融資制度の確立、④財政金融政策の一体的な運用などを望んでいる。

(1) 生産

輸出の好調・官公需の増大・民需の漸増などを反映して、生産は鉄鋼・機械・化学・合繊などを中心に引続き上昇している。また、出荷は増大し、製品在庫の調整も順調に進んでおり、長らく続いていた生産調整は漸次緩和されつつある。しかしながら、設備投資については一部に動意がみられるものの、設備過剰圧迫などもあって、企業の設備投資意欲は総じて慎重である。

(2) 卸売物価

銅の反落などもあって、やや落着きをみせてきた卸売物価は、最近の景況を反映して鉄鋼・建材・機械が引続き堅調に推移しているほか、ながらく不振が続けてきた繊維（綿糸）もやや持ち直しをみせるなど総じて強含み傾向にある。

(3) 消費及び小売・消費者物価

昨年来伸び悩んでいた百貨店売上高は、このところ増勢が一段と強まっております。消費面においても回復の兆しがうかがわれる。小売物価は繊維品・機械器具を除いて全般にジリ高基調が続いており、特に鮮魚・畜産品など食料品の値上りが目立っている。

また、消費者物価も食料費・雑費（サービス料金等）・住居費を中心に引続き騰勢をみせている。

(4) 貿易

輸出は海外需要の堅調・国際競争力の向上を反映して、米国向けを中心に著実に伸びている。品目別ではテレビ・合繊などの伸びが著しい。

他方輸入は景況の回復に伴い鉄鉱石・屑鉄・木材・原皮・原油・化学製品などの工業用原料を中心にかなりの増勢をみせている。

(5) 金融

金融機関の預金は、法人税即納率の上昇に伴う要求預金の取崩しがみられるものの、定期性預金の好調に支えられて概ね順調に推移している。

他方ながら低調を続けてきた貸出金は、輸入決済資金・優良中小企業における前向き資金などの借入需要増に加え、各金融機関が積極的に貸し進んでいることもあって六月以降著増の傾向にある。

しかし中小企業は別として大企業の資金需要は総じて落着いていること、日銀がオペ・貸出などにより弾力的に信用供与を行っていることなどから金融緩和基調が続いている。このようなどころから市中貸出金利は逐月低下し、金利低下は大企業から漸次中小企業にも波及してきている。

(6) 証券

株式市況は景況回復に伴い上げ歩調が続けてきたが、凍結株放出方針を嫌気して反落に転じ、その後米国の景況過熱抑制策など海外の不安要因から軟弱地合いが続いている。また出来高も減少し、八月二十九日には本年の最低を記録した。

公社債市場は順調に推移しており、市場価格は農林系金融機関などの買い需要が強い反面、売り物薄から全般に値上り傾向をみせている。国債の消化は金融機関引受分、一般公募分と

も順調に行なわれている。

(7) 雇用

労働需給は若年労働力の不足・中高年層の求職難の基調が続いているものの、産業界における生産活動の活発化に伴い所定外労働時間も増加傾向を示しており、また、中小企業筋を中心とする求人意欲は次第にたかまりつつある。

2 租税概況

(1) 課税の概要

大阪国税局管内における昭和四〇年度租税徴収決定額額は六九一一億円で、全国の二・三・二%を占めており、前年度に比べて金額で一・二七億五八百万円、割合で一・九%とわずかであるが増加している。

税目別構成割合では、法人税が三三・五%と最も高く、次いで源泉所得税二四・三%、酒税一六・一%、申告所得税一〇・二%などが高い割合を占めている。

これら各税の全国に対する割合は、法人税二二・八%、源泉所得税二二・三%、申告所得税二二・三%とはほぼ同率の割合を占めているが、酒税が三一・八%と高いのが目立っている。

次に管内各府県別構成割合をみると、大阪府が五六・一%と非常に高いウエイトを占め、兵庫県の二四・九%がこれに次ぎ、この両府県で全体の八一%を占めて、経済活動と同様に税収においても中心の役割を果たしている。

(1) 申告所得税

四〇年分の申告所得税の確定申告状況を体系的にみると、納税者数は五万五千人、総所得金額は五四三・六億円で、税額は四六・一億五千万円で、対全国割合は人員で一・八%、総所得金額で二・〇%、税額で二・一%となっている。

これを前年に比較すると、全体としては人員・所得金額・税額とも若干伸びているが、農業所得にあっては、人員・所得金額・税額とも激減している。これは台風二三号および二四号による農作物の被害が大であったためである。過去五年間の納税者数と税額の推移をみる

と、税額の伸びは連年税法改正による減税にもかかわらず、経済成長にともなう所得が増加したため順調な伸びを示している。特に「その他所得者」では、譲渡所得・配当所得・不動産所得等の増加により、人員・税額とも毎年著しい増加を示していたが、四〇年分では少額配当の申告免除及び配当所得の源泉選択等の税法改正ならびに譲渡件数の横ばい等の影響により、三十九年分と殆んど同様の状況を示している。

(2) 源泉所得税

源泉所得税の大宗を占める給与所得に対する源泉所得税は年々増加しているが、これを四〇年度についてみると、徴収義務者数および課税所得金額の前年との増加割合は、それぞれ七%及び一九%となっており、相当の伸び率を示している。これは企業の成長に伴う雇用の増加及び労働賃金の上昇に伴う課税所得金額、納税人員の増加によるものである。

(3) 法人税

四〇事務年度（四〇・七・四一・六）の法人税の申告状況をみると、申告件数は一三万三五千件、このうち有所得申告件数は七万四一八件、申告税額は一九七・五億五千万円となっており、前年度と比較して申告件数で五%増加しているにも拘わらず、有所得申告件数で一・三%、申告税額で一・五%減少しており、その理由としては経済界が沈滞気味であったことにより、欠損法人が増加したこと及び税法改正による税率等の改正があったことがあげられる。

(4) 酒税

四〇年度における当局的酒税の課税高は一・一五億円で、全国の酒税の課税高三五・〇二億円の約三%を占めている。特に清酒については一・五%、一級は七八%とそれぞれ全国的販路をもつ灘・伏見の主産地の有力銘柄を管内にひかえる当局的ウエイトは非常に大きい。しかし乍ら経済界不況の影響を反映して課税額は三十九年度に比し約七%の減少を見ている。

(2) 収納の状況

四〇年度の収納済総額は六五四・二億円で、前年度に比べ金額で一・三億、比率で二・一%増加しており、全国の収納済総額中に占める割合は二・三・四%で、東京局の四〇・一%に次ぐ重要なウエイトを占めている。徴収決定額に対する収納の割合は九五・一%と前年度の九四・九%をわずかに上回っている。

(3) 国税局長に対する不服申立ての状況

不服申立て事案は年々増加の傾向にあり、四〇年度においては前年度より一八件多い三七一件あった。税目別では所得税が一七・七九件、五七・九%で全体の過半を占め、法人税七七八件、二五・三%がこれに次いでいる。

申立て事案に対する処理状況（前年度繰越分を含む）は、処理したもののうち、申立人の主張の全部または一部を認めたもの三・一%、主張が認められなかったもの四六・六%、協議官の説明等により申立人が自発的に取下げたもの二・二%、土地管轄および審級の誤りにより処分庁に回付したもの〇・六%となっている。

3 税関・港湾概況

(1) 神戸

神戸税関管内における本年上半期（一〜六月）の貿易額は、輸出五五・三八億、輸入三五・五三億円で、全国総額中に占める割合は、輸出が三・四・七%、輸入が二・一・三%となっている。管内の貿易額は年々増加しており、昭和三〇年上半期と比較すると、輸出は四倍弱、輸入は三倍強に増加している。

就中神戸港の貿易額は、輸出四五六・七億、輸入二二五・五億円で、対全国比は輸出二八・六%、輸入一三・九%を占めている。これを三〇年上半期と比べると、貿易額では輸出が三倍強、輸入が二倍強と、絶対額では増加しているが、対全国比は輸出が四一・二%から二八・六%へ、輸入は二三・七%から一三・九%へとそのウエイトが低下してきている。

その要因として、先ず輸出では、近年全国輸
出貿易構造が繊維等軽工業品中心から重化学工
業品中心へと移行しているのに、神戸港におい
ては依然として繊維中心の貿易構造を保っている
ことである。他方輸入については、石油・鉄
鉱石・石炭等の重化学工業原料の輸入増加が全
国輸入額増加の主要因となっているが、これら
原料は鉄鋼・石油の臨海工業地帯に所在する地
方港より直接輸入される形態がとられるため、
神戸港のシェアは低下となっている。

しかし道路網の整備による取扱範囲の拡大、
現在積極的に進められている港湾施設の整備拡
充、国際経済交流の一層の活発化と相俟って、
神戸港はライナー・ボートとして貿易量の一層
の増加が見込まれている。

(2) 大阪

大阪税関管内における本年上半期の貿易額
は、輸出一四七億円、輸入一九二億円で、
対前年同期比は、輸出一一〇％輸入一一六％と
いづれも増勢を続けている。

品目別にみると、輸出では鉄鋼・金属製品・
船舶が輸出総額の四四％を占め、二六・二八年
頃には輸出総額の三〇％前後を占めていた綿織
物は三・七％に凋落した。他方輸入では石油・
木材・鉄鉱石・綿花・鉄鋼くず等原材料の輸入
が依然として高水準を示し、これら五品目で輸
入総額の五〇・四％を占めている。

4 専売事業概況

(1) たばこの販売

大阪支社における本年度のたばこの販売に
ついて、フィルター製品特に重点銘柄(四〇
円フィルター)を中心に積極的な販売促進をは
かるとしている。ところが一般経済界の
景気好転にもかかわらず、たばこの販売に関し
ては前年後半からの不振が依然として尾を引い
ているとみられ、これを地域的にみると、郡部
においては比較的順調であるのに対し、都市部
において伸び悩んでいる現状で、今後の対策と

しては、重点銘柄の販売促進、注文取活動の充
実、重点的・効果的な小売店指導援助、合理的
な商品計画等について、管内各地域の特性に
適合した方策による販売の促進が必要とされて
いる。

なお、本年四・八月の販売実績は、総数量一
四四億本、総代金四七〇億円で、前年同期に対
し、総数量で四・七％、総代金で七・〇％の増
となっており、年度目標に対しては、総数量
が四・一％、総代金が四〇・五％の達成率とな
っている。なお、フィルター数量は八九億本
で、前年同期に対して三三・四％と大巾に増加
し、その年度目標達成率は三七・四％となっ
ている。

(2) たばこの生産

耕作市町村数は一五六、耕作人員は五七五
七人、耕作許可面積は一七九五ヘクタールで、
その種類別内訳は、第一黄色種六一八ヘクタ
ール、第二黄色種一一七七ヘクタールとなっ
ている。これを前年度と比較すると、耕作市町村
が六減少、耕作人員が四一八人の減少、面積は
五アール増加して一人当たり面積は二九・〇ア
ールから三一・二アールへと増加している。

たばこ植付検査(五月九日・二八日)の実績
は、耕作人員五五五五人、検査面積一七三六ヘ
クタールで、許可に比して人員一〇二人、面積
で五九ヘクタールとそれぞれ減少した。

本年作は品質本位の価格体系を背景とした適
正収量による良質葉の生産に力を注ぐことと
し、①喫味緩和化 ②収量の適正 ③省力耕作
の推進を三つの柱にそれぞれ産地に適合した指
導方針をたて実施に移したところ、移植苗の生
育は不順な天候条件にも拘わらず、育苗技術の
進歩と共同化によって比較的順調に移植は進歩
し計画どおり完了している。移植後の天候は近
年稀にみる不順で、降雨多く低温が持続した
ため、被覆栽培をしていても水田産地では過湿
気味となり、地温も低くかつ日照不足もあって
生育はやや停滞しがちであったが、四月下旬か

ら本格的な天候回復とともに立直った。心止後
収穫期に入ってから高温多日照が続き、品質
は前年及び平年作をかなり上回る見込みであ
る。

(3) たばこの製造

専売における企業の合理化・近代化は、長
期計画に基づきここ数年実施されてきたこと
であるが、支社所轄工場の作業改善も概ね順
調に進み、その生産性も逐年上昇している。即
ち京都工場の機械化及びフィルター製品の製造
開始、高槻・茨木両工場の高速巻上機の導入、
段ボール箱詰機の導入等作業方法の改善を行な
い、これにより労働生産性は一〇〇〇万本当り
京都工場五〇％、高槻工場一〇％、茨木工場一
六％の向上が見込まれている。

また、本年八月中旬より橋本工場において新
製品「わかば」の製造を開始した。さし当り本
年度の製造数量は二五億五〇〇万本で、対全
国製造比率は二九％となっている。

本年四・八月における管内四工場(京都・高
槻・茨木・橋本)の製造実績は一〇五億八一
万本で、対前年同期比は九七・二％、年度目標
に対する達成率は四〇・二％となっており、こ
のうちハイライトの製造量は六六億四三万本
で、その対前年同期比は一一三・〇％と大量に
増加している。

なお、大久保葉たばこ再乾燥工場は、従来東
方式による季節作業工場であったが、四〇年度
に新工場を建設し、除骨方式による年間稼働工
場として本年五月一日操業を開始した。本年
度の除骨再乾燥見込量は、輸入葉(米国産・
ローデシア産・インド産・タイ産)四六五五千
両のはか国内産黄色種三八三六千両で、八月ま
での処理実績は輸入葉二五九五千両であるが、
年度内に処理達成が見込まれている。また京都
工場の印刷部は企業内における唯一の材料品製
造工場として特異な存在で、主として外小商
包か用紙の製造に従事している。

5 工場視察

近畿地区においては左記政府関係並びに民間
企業各工場を視察し、活発な生産活動の実態に
ふれて多大の感銘をうけた。なお、この中で国
際競争における我が国のウィーク・ポイントと
して海外経済調査活動の立遅れがあるととして、
この面での体制整備と調査活動の活発化を望む
声がかかれた。

- 造幣局
- 田辺製薬株式会社大阪工場
- 株式会社銀葉文明堂羽衣工場
- ミノルタカメラ株式会社堺工場
- 福助株式会社本社工場
- 日本専売公社高槻工場
- サントリー株式会社山崎工場
- 大倉酒造株式会社昭和蔵・大手蔵
- 三洋電機株式会社滋賀工場

二 東海地区

1 経済概況

東海管内における最近の経済情勢は、総じて
順調な上昇過程をたどっており、金融市場の緩
和と需給の改善が進むにつれて、生産・出荷の
両面に活発化の傾向がみえ、商品市況も概ね堅
調に推移している。

(1) 生産

輸出の好調、官公需の本格化、民需の増加を
背景に生産活動は活発化し、好調業種にあって
はフル操業を続け、生産が受注に間に合わず納
期の遅延を招き、昨年の沈滞感を完全に一掃
している。

設備投資にあつては、長期計画に基づくもの
は別としても大企業の設備意欲は慎重で、これ
に代って機械関係を中心に下請発注の多い中小
企業から増産・増販を目指した設備投資が再燃
し始めている。

当地主要産業の動向をみると、輸送機械は言
うに及ばず、需要増大の著しい工作機械・鉄

銅・鋁・合板等はいづれも強気の生産態度を固め、また市況の好転から毛紡績、紙パルプ等にも徐々に楽感ムードが台頭し始めている。これに反し構造問題を内包する綿紡・綿織物や輸出に暗影をさすタイルなどは生産抑制の構えを保持し、先行きなお不安視されている。

他面今回の不況を境としてあらゆる業種に企業間格差が拡大し、未だ好転をみない業種にあっては、優良企業は余裕のある経営を続け、内部蓄積・技術・特種品種の開発・近代化・合理化等の面で遜色のあるものにあつては、この先徐々に淘汰されようとする向が強い。

(2) 商品市況

五月を底に回復をみせ、毛糸・綿糸・鋼材など一連の主要品種は、実需の台頭が下支えとなつて七・八月と急騰し、九月に入つてやや一服気構えをみせている。このため名古屋卸売物価指数は三一年を一〇〇とすると本年七月は一・一・六と、前年同月比四・七％の騰貴を示し、名古屋消費者物価指数は、三五年を一〇〇とすると本年七月は一四三・二と、前年同月比六・二％高を示し、食料品費・住居費を中心に騰勢が続いている。

(3) 貿易

内需の好調と採算面から輸出意欲に消極化の兆をみせ始めている業種も散見されるが、輸出認証額はこのところ記録的な高水準で推移している。

他方輸入も次第に水準を高め、特に最近の承認統計では、綿花・木材・鉄鉱石・機械等の増加が目立ち、一部では在庫積み増しの動きがはじめているといわれる。

(4) 金融

財政資金は公共事業の支払進捗にも拘わらず、公債発行代り金の受け入れから揚基調を強めている反面、資金需要の台頭から日銀券は四・七月で一四億円の発行超となり、前年（一四億円の還収超）とは様変わりとなつたほか、日銀貸出も前年四・七月が二五億円の回収であつたのに対し、本年は四億円の回収にとどまつて

いるなど、日銀の対民間信用は膨張傾向にあり、当地のコール市場はおおむね繁忙のうちに推移している。

このような事情と表裏して管内所在銀行店舗の実勢預金は四・七月で九七億円増加しているものの、前年同期の五九二億円増に比し著しく下回り、他方貸出は前年の二七七億円に比べ本年は五二二億円もの著増を示しており、特に最近では中小企業からの旺盛な前向き需要に对应、金融機関も積極的な融資態度をとっているなど金融情勢は前年と様相を異にしている。

(5) 雇用

景気回復に伴う受注消化のため、臨時工を採用して急場をしのいでいる向もあるが、特に若年労働者層の不足が益々顕著となり、雇用市場は引締まり基調が続いている。

2 租税概況

(1) 課税の概況

名古屋国税局管内における昭和四〇年度租税徴収決定額は三四七億円で、全国の一・七％を占めており、前年度に比べて金額で一・九億円、割合で三・五％とわずかながら増加している。

税目別構成割合では、法人税が三一・〇％と最も高く、次いで源泉所得税二〇・六％、揮発油及び地方道路税一五・五％、申告所得税一・一％などが高い割合を占めている。

これら各税の全国に対する割合は、物品税（主に自動車産業）が一・九・三％、揮発油及び地方道路税（主として四日市地区）一八・九％と高い割合を占めているのが管内の特徴である。

次に管内各県別構成割合をみると、愛知県が六二・八％を占め、就中部産業圏の中心地である名古屋市が全体の四五・〇％を占めている。

① 申告所得税

四〇年度分の申告所得税の確定申告状況を総合的にみると、納税者数は三五万九八六五人、総所得金額は三二一四億円、税額は二五・一億四八百万円で、対全国割合は人員で一・三％、総所得金額で一・二％、税額で一・一％となっている。

これを前年に比較すると、全体としては人員・所得金額・税額とも若干下廻っており、なかでも農業所得における課税人員の大巾な減少が目立っている。これは農業にあつては比較的低所得者が多いうえ、諸控除の引上げ等の減税効果の端的なあらわれとみられる。

近年の推移をみると、営業所得にあっては、昭和三五年分が伊勢湾台風後の復興景気、三六分以降は設備投資の増大、購買力の上昇等を反映して年々順調に増加してきたが、四〇年は景気後退により延びなやみをみせた。農業所得の三六分は事業専従者控除の新設のため大きく減少、その他所得は給与・配当・賃貸料の上昇、土地の値上がり等による譲渡所得の増加によって年々顕著に増加してきている。

② 源泉所得税

四〇年度の源泉所得税額は七二八億円で、その大半を占める給与所得に対する源泉所得税は年々増加しており、四〇年度課税金額五三三億円の対前年増加割合は九・六％となっている。

③ 法人税

四〇事務年度の所得金額は三〇五九億円で、前年度と比較して八％増加しているが、税額は一〇三三億円で六・六％減少している。

④ 物品税

当管内の主な課税物品は、乗用車・オートバイ・電機製品・楽器・貴石真珠類・時計等で、四〇年度は場数七〇七八、税額二八五億円となつており、前年度に比べ場数一二四八の増加が目立っているが、これは生活水準の向上により貴金属製品等第一類物品の売上増加を反映してその小売店が増加したこと等の理由によるものである。

四〇年度は場数一六六、税額五〇五億円で、揮発油の消費需要増加を反映して税額の前年度に対する伸びは一三・五％となっている。

(2) 収納の状況

四〇年度の収納済総額は三二五六億円で、前年度に比べて金額で一〇億円、比率で三・八％増加しており、全国の収納済総額中に占める割合は一・六％となっている。徴収決定額に対する収納の割合は九三・七％と、前年度の九三・四％をわずかながら上回っている。

(3) 国税局長に対する不服申立ての状況

四〇年度における申立て件数は一一八一件で、前年度より三二件少ない。税目別では所得税が六四五件、四二・五％と多く、法人税三七件、二〇・九％がこれに次いでいる。

申立て事案の処理状況（前年度繰越分を含む）は、処理したものうち申立人の主張の全部または一部を認めたもの四六％、主張が認められなかったもの三七％、協議官の説明等により申立人が自発的に取下げたもの一六％、土地管轄および審級の誤りにより処分庁に回付したもの一％となっている。

3 税関・港湾概況

昭和四十一年上半期（一～六月）における名古屋税関管内における貿易額は、輸出二〇四億九五百万円、輸入は二五九億四億三百万円で、全国総額中に占める割合は、輸出が一・二・八％、輸入が一・五・六％となっている。

輸出は前年同期に比べ三二・〇％増と昨年の伸び三〇・一％を凌駕し、全国の伸び率一二・九％を大巾に上回った。このように輸出が依然として好調なのは、基本的には良好な輸出環境をみがせないが、当管内の特色としては、自動車・オートバイ・楽器など、昨年に引き続き急速な増加を続けていることが大きいと考えられる。

他方輸入は前年同期に比べ一三・三％増と、昨年の伸び率五・一％を大中に上回る高水準に推移した。これは景気の回復とともに輸入が増えはじめ、特に前年に輸入が手控えられて在庫薄となった羊毛、輸入依存度の増加した木材、自給度の低下した米などの食糧、国際的に需要増加傾向の大豆などの輸入増加がその主因となっている。

就中名古屋港においては、昨年輸出第一位に躍進した鉄鋼が、鉄鋼連盟の輸出調整による輸出枠の関係から、対前年同期比〇・九％増の一三九億五百万円と横ばいに推移したため、伸張著しい自動車一八七億四百万円に首位を譲り、また三九年まで当港の首位を占めていた陶磁器は一三五億三百万円で、高級品がアメリカをはじめ先進国向けに好調に伸びているものの、中級品以下は中共・韓国製品の台頭により伸び悩んだため、全体としては前年同期比五・三％増にとどまった。

他方輸入は合繊の進出により需要伸び悩みの綿花が、前年同期比五・四％減の二三億六九百万円となったほか、飼料用原料の一部切替えによりとももるこしが、対前年同期比一五・一％減の四八億七〇百万円となった反面、羊毛二六億六四百万円、木材一三七億五百万円、大豆四二億九八百万円などの伸張が目立った。

4 専売事業

(1) たばこの販売

名古屋地方局における本年四月～八月の販売実績は、総数量八六億三三百万本、総代金二六四億九六百万円で、前年同期に對し、総数量で四・七％、総代金で八・五％の増となっており、年度目標に對しては、総数量が四〇・八％、総代金が四〇・四％の達成率となっている。なお、フィルター数量は五二億三二百万本で、前年同期に對して四一・二％と大中に増加し、その年度目標達成率は三八・一％となっている。

(2) たばこの生産

耕作市町村数は一五九、耕作人員は二二、七三二人、耕作許可面積は二七三三ヘクタールで、その種類別内訳は第三在来種三一・一ヘクタール、第五在来種二九〇ヘクタール、第一黄色種八四九ヘクタール、第二黄色種一三三三ヘクタールとなっている。これを前年度と比較すると、耕作市町村が二減少、耕作人員が五八四人減少し、耕作許可面積は七九ヘクタール増加して、その一人当り面積は二〇・二アールから二一・八アールへと増加している。

たばこ植付検査(五月一日～六月一日)の実績は、人員一二、五七〇人、面積二七九七ヘクタールで、許可に比して人員は一六二人減少し、面積は六五ヘクタール増加している。

(3) たばこの製造

本年四月～八月における管内三工場(名古屋・岐阜・磐田)の製造実績は六三億五〇百万本で、対前年同期比は九九・五％、年度目標に對する達成率は三五・八％となっており、このうちハイライトの製造量は三億五七百万本で、その対前年同期比は六九四・五％と大量に増加している。

5 酒造関係

日本酒造組合中央会中部支部より、①酒税の税率はきわめて高い、②低所得者に対する減税は酒税が最適である、③低物価政策の一環として酒税の減税が必要である、④間接税における酒税への依存度は高きに過ぎる、⑤酒税は物品税に比較して高過ぎる、⑥酒価が高額のため密造酒や密輸入酒の横行が絶えない等を理由として酒税の大幅な減税を断行し、国民大衆の租税負担の軽減と均衡を図ってほしい旨の要望があった。

六 工場視察

東海地区においては左記の各工場等を視察し、活発な生産活動の実態にふれて多大の感銘をうけた。なお、当地でも我が国の海外市場調

査活動の立遅れを挙げ、調査体制の充実と調査活動の強化を望む声が強かった。また、輸出金融の充実・強化、国による生産技術研究体制の一元化とその活用等の主張や、業界の過当競争による経営の困難さを訴える声もきかれた。

渡玉毛織株式会社工場
株式会社山久製陶所本社工場
陶芸家鈴木青口氏制作場
トヨタ自動車工業株式会社元町工場
東海製鉄株式会社本社工場
ブラザー工業株式会社本社工場

派遣議員報告(第三班)

理事 藤田正明
委員 瓜生清

第三班は、昭和四十一年十一月十七日より二十二日まで六日間にあたり、租税、金融および専売事業等につき、中国財務局、広島国税局、広島税関支署、日本専売公社広島・岡山の各地方局における所轄業務の執行状況について説明を聴取し、また広島県、島根県、鳥取県の各庁より、主として開発事業計画を中心とした実情説明を聴取、現地視察を行なうほか、広島においては特に各金融機関の代表者、酒造、酒販業者、戦災復興事業関係者と懇談会を開いて意見を交換し、さらに国有財産の使用状況等を調査するため、海上自衛隊江田島基地、航空自衛隊美保基地、原子燃料公社人形峠出張所、東洋工業株式会社、株式会社呉造船所、中国醸造株式

会社を視察した。
以下その概要を報告する。
一 一般経済概要
(一) 中国経済の特徴
中国地方は、総面積において全国の八・六％、人口において全国の七％を占め、地形的には、中国山脈によって山陽、山陰の二つの地区にわけられている。

広島、岡山、山口の各県よりなる山陽地区は、気候温暖、降雨適量で、天災も比較的少なく、近年臨海地区における企業の発展が目ざましい。広島地区における三菱重工業、東洋工業等の重工業、機械工業、徳山、岩国地区の出光興産、奥平石油三井化学等を中心とする石油化学コンビナート、水島地区の三菱化成グループ、川崎製鉄を中心とする石油化学、鉄鋼コンビナート、福山地区における日本鋼管等があげられ、臨海工業地帯の開発が進捗している。なかでも新産業都市の指定を受けた水島地区、工業整備特別地域の指定を受けた備後(福山)、周南(徳山・岩国)地区の飛躍的発展が期待されている。

山陰地区は、地理的にも気候的にも恵まれず、工業の発展も低調であり、主要産業であった漁業も逐年衰微の傾向にあり、一般特定業者の山林所得が目立つ程度で、人口も減少傾向を辿っている。しかし最近では、このように顕著な格差を是正するため、工業誘致に積極性をもち、全国的な経済成長の水準に追いつくかまをみせており、今後の中国地方の経済開発上の大きな課題となっている。

中国地方の経済は、いわゆる「七％経済」といわれているように、人口七％、就労人口七・五％、生産所得七・一％、事業所数七・五％、製造業年間出荷額六・五％、商店数七・三％と基礎的な経済指標の対全国比は、概ね七％前後となっている。

この地方の最近の経済力は、全般的に著実な上昇を辿り、三十五年対三十九年の伸び率は七六・一％と全国比七六・二％を上廻り、特に第二次産業部門の伸び率は高く、九三・四％(全国比八四・七％)となっており、これを産業構造の面よりみると、三十九年度の生産所得において、第一次産業一三・七％、第二次産業四〇・一％、第三次産業四六・二％(全国比一二・六％、三九・七％、四八・三％)であり、三十七年度の就業人口においては、第一次産業三七・一％、第二次産業二六・六％、第三次産業

業三六・三％（全国比三〇・二％、三一・一％、三八・七％）と全国平均より第一次産業の割合が高く、第二次産業がやや低位となっているが、逐年産業構造の高度化が進み、その遅れをせばめつつある。現在製造工業の主要なものを出荷額の面からみると、化学工業が全体の一八・三％を占め、ついで輸送用機械の一八・二％、機械一一・八％の順で、この三業種で全体の五割近くを占めている。

この地方の特産物としては、広島県の手縫針、やすり、再生伸鉄、備後かすり、岡山県の耐火煉瓦、学生服等があり、農産物として鳥取県の二十世紀梨、岡山県のいぐさ、桃、広島、山口両県のみかん等があげられる。

(一) 最近の経済情勢

最近における経済の動きは、①主力業種である造船、自動車の引続く好操業②輸出の好調③財政支出の増加等によって、ゆるやかであるが着実な回復基調を示し、このような企業活動の上向きを反映して、雇用も順調に回復し、求人数も久しぶりに前年水準を上廻り、企業の資金需要もようやく動意をみせている。

1、鉱工業生産、出荷、在庫の動きをみると、自動車、造船の好操業に加え、官公需の拡大から鉄鋼、セメントの生産、出荷増がみられるほか、輸出好調な化学（肥料）等ほとんどの業種が四十年九月十一月を底として増加傾向のうちに推移している。出荷も生産同様の動きを見せ、在庫もほぼ横ばいを続けている。

2、雇用面では、一般景況の立ち直りとともに新規求人数が昨年十一月を底に回復基調にあるため、月間有効求人数は、四月と前年水準をかなり上廻るようになっていた。

3、個人消費は、六月下旬に天候回復もあって夏物商品を中心に伸長し、中元売り出しも好調な出足をみせている。このため百貨店の売り上げも四月五月は前年比六・七％増とやや伸び悩み気味であったが、六月には一三％の増加となり、再び年初来の騰勢を回復している。

4、広島市の卸売物価は生産調整の続行、官公需の増大等から生産財の市況回復が著しく堅調な推移を続けている。消費者物価指数も地代、雑貨の値上りから根強い騰勢を保っているが、八月九月は畜産食品、季節野菜の値下がりが大きく影響し、上げ一服の状況を示している。

二 金融事情

(一) 日銀・国庫金の動き

日銀の発達の動きを前年比でみると、今年当初からその増加率は大きくなっており、現金需要の増加がみられる。

国庫金の第一・四半期の対民間実収支尻は、公共事業施行促進に伴う支払増、資金運用部資金の地方公共団体向け貸出増などから、前年をかなり上廻る散超である。

(二) 市中金融の実情

1、昨年来の金融緩和基調の維持、今年度に入ってから公共事業施行の促進等、景気諸対策の浸透から、実態経済面の回復がみられ、企業筋の手元流動性も大企業を中心に回復しており、銀行預金は、貯蓄性預金を中心に順調な伸びを示している。また相互銀行、信用金庫等中小企業金融機関の預金は、地元中小企業の回復がおくれていることなどから概して伸び悩みの状態である。貯蓄性・営業性預金別にその増減状況を計数的にみると、本年度第一四半期の場合、銀行は一、四一四百万円の増加額のうち貯蓄性預金は二四、三八九百万円で前期に比し四・七％の増加率（営業性預金は逆に六・一％の減少）を示している。相互銀行の場合一、六三二百万円のうち貯蓄性預金は三、六〇三百万円で、前期に比し三・二％増（営業性預金は四・四％減）、信用金庫では貯蓄性預金二、一〇四百万円のうち四、六二九百万円で四・一％増（営業性預金は六・六％減）となっている。

2、企業筋の資金需要をみると、全般的にはいまだ落着きの域を脱していない模様であるが、最近では卸、小売業、商社出先、自動車デイトラ、建設業などに増加運転資金の需要がみられ

るなど、明るさが出てきている。一方各金融機関は、新規取引先の開拓など積極的に貸し進んでおり、貸出金は銀行、相互銀行、信用金庫とも増加傾向にある。機関別貸出状況をみると、本年六月末の現在高は、銀行六五九、〇〇九百万円、相互銀行一七七、〇九三百万円、信用金庫一、一七、七二九百万円、このうち第一四半期に銀行一一、六三四百万円、相互銀行二、〇〇四百万円、信用金庫一、九七六百万円の増加がみられる。

3、先行明るさをとりもどした資金需給事情に加え、依然として企業筋の金利負担軽減の意向が強いことから、銀行の貸出約定平均金利は、四十年一月以降低下を続け、この一年半に八毛五厘低下し、相互銀行、信用金庫の場合でもほぼ同様の動きを示している。

なお、本年八月の機関別貸出約定平均金利は、銀行二銭一厘二毛一系、相互銀行二銭四厘七系、信用金庫二銭四厘五毛五系（三月）である。

(三) 手形交換状況

手形交換高の前年比増加率も徐々に上昇してきており、金額でも本年六月に一年ぶりに前年の水準を上回っている。

また不渡手形発生率は、企業倒産の減少傾向につれて低下している。企業倒産は本年度に入ってから減少し、負債総額も大口倒産がみられなくなったことから前年を大中に下回っている。倒産の原因としては、在庫増大、売掛金回収難が目立っており、前年に比べ設備投資過大によるものは、かなり減少している。

なお、手形交換所は、広島、呉、尾道、福山、下関、宇部、徳山、岡山、松江の九カ所に設置されている。

(四) 歩積・両建預金の整理状況

三十九年五月末において、銀行一五、〇五三百万円、相互銀行一一、一四二百万円、信用金庫五、七四一百万円あった自前対象未整理額は、その後の整理進捗により、銀行は昨年十二

月に、相互銀行は本年七月に、信用金庫も本年六月末に、それぞれ完全に解消している。一方昨年十月以降開設した歩積、両建預金に関する苦情受付状況は七月末までに一七件である。

(四) 金融機関との懇談事項

1、中国地方における金融情勢の特徴は、全国的な傾向と異った独自の特殊事情が介在するものではないが、広島県としては、やはり産業構造の特質をうけることとなり、自動車、造船業が好況のため、資金需要の落ち込みが少く、最近では景気は回復し上昇傾向を辿り、資金繰りも好転している。消費動向も本年一月を底として、百貨店の売上げは伸びつつあり、耐久消費財の売行きが好調である。

2 中小企業の資金需要が、本年六月頃から強くなりつつある。医師、ホテル、アパート、遊興娯楽、自動車販売を中心として、設備資金に対する需要が顕著であるが、一方運転資金としては、依然として後向きなものが多い。しかも需要者は返済の長期化を希望するものが多くなっているのが特徴となっている。年末融資は前年比二〇％程度の増加が予想される。

三 証券情勢

広島取引所の四十年十月から本年九月までの出来高は四九五百万株（一日平均一、六五七千株）であるが全国比では〇・八二％に過ぎない。

株式市況は四十年七月の景気回復対策を契機として、当期前半（四〇・一〇〜四一・三）において、政府の積極財政政策が反映して広証ダウ平均も一四〇円高となり、活発化をみせ、この結果証券業者二一社中の赤字業者は、前期末決算時一五社が当期三月末の仮決算では八社に減少し、またこれら赤字業者においても前期からの累積欠損額を約五一％縮小している。しかしながら、当期後半に入って三ヶ月決算の好調から市況は先高期待人気に支えられて堅調局面に始つたものの、凍結株の放出問題、ポンド不安や米国景気の過熱懸念等によって先行不安が

濃厚化し、市況は整理商状に移行して低調となつてゐる。

投資信託募集状況は、前期から株式投信が著しい不振を示したまま当期に入り、ようやく解約の増加が低下傾向をみせているものの、依然として募集が解約を下回っている。

証券行政の面においては、四十年十月証券取引法の一部改正に伴い、行政上の重点として免許制の切り替えの問題がある。既存の証券業者は四十二年九月において免許申請を行なうこととされているため、その前提準備として純財産額の充実、収支状況の改善合理化、営業態度の是正等の指導事務を実施することとなり、現在当期末までに純財産額を充実させるよう当該業者に対して強力な指導を行なっている。

また、国債の消化状況をみると、国債発行開始以来の累計額は七月末現在一〇、二二九百九万円で、このうち特別措置法にもとづく国債（一月・三月発行）は、三、三一五百万円、建設国債（四月・七月発行）は六、九一四百万円である。このうち一般消化額は一、九九〇百万円であるが、その消化状況は好調であり目標額は完全に消化されている。顧客層は会社員、個人企業主及び自由業が多く、一件当り一〇万円～三〇万円のものが大半を占めている。

四 租税行政

(一) 広島国税局管内の徴収状況

1 四十年年度における管内の租税印紙収入の収納額は一七二億六千万円で全国比四・五%を占めている。そのうち主要税目は、法人税の三六六億円（構成割合二八・八%）、源泉所得税三二二億円（二四・五%）、酒税二三四億円（一八・四%）、揮発油税、地方道路税一四八億円（一一・六%）、申告所得税一二七億円（一〇・〇%）等であり、直接税対間接税の割合は六四・六対三五・四である。これを県別でみると、広島県六二八億円（四九・三%）、岡山県三二二億円（二五・三%）、山口県二一七億円（一七・一%）、鳥根県五六億円（四・四%）、鳥取県

四五億円（三・六%）で山陽三県で九一・七%を占め山陰との間に相当のひらきがみうけられる。

なお参考までに四十年年度中の法人中間申告所得のベスト・ファイブをあげると、東洋工業一五、二〇一百万円、中国電力六、一四八百万円、宇部興産四、四四〇百万円、中国銀行四、四一四百万円、山口銀行三、〇七〇百万円である。

2 酒税製造状況をみると、製造場数六五九場、製造数量二七万七、三九一キロリットルで全国の七・九%を占め、このうち清酒は六二二場、一、二九九、三二七キロリットル（一一・九%）、合成清酒二、五二七キロリットル（四・四%）、しょうちゆう一〇場、二、四四、二七〇キロリットル（六・六%）、ビール一場、二、二七、五〇七キロリットル（六・四%）、その他二七場、三、七六〇キロリットル（一・六%）であり、これを県別に分けると、広島県一八一場、一八万七、二八二キロリットル、岡山県一九〇場、三万九、三四九キロリットル、山口県一五五場、二万六、三一七キロリットル、鳥根県八九場、一万四、七三三キロリットル、鳥取県四四場、九、七〇八キロリットルである。なお管内の主たる製造場名は、三宅本店（銘柄千福・所轄税務署、呉）、賀茂鶴酒造（賀茂鶴・西条）喜久杜丹酒造（喜久杜丹・尾道）福美人酒造（福美人・西条）三吉酒造場（ミヨシ正宗・福山）白牡丹酒造（白牡丹・西条）亀齢酒造（亀齢・西条）はいずれも四十年年度千キロリットル以上の製造数量の実績をあげている。

3 四十年年度の要整理滞納の件数一九四、税額八、七九四百万円で、この整理歩合は件数八七・五%、税額七五・八%であり、税目別にみると申告所得税において件数五八・三%、税額四九・六%、源泉所得税において件数一六・六%、税額九・八%、法人税において件数一二・五%、税額三三・四%が主なるものである。

(二) 要望事項

1 戦災復興事業について

広島平和記念都市建設事業は約三二〇万坪に及ぶ広域を、俗称百米道路あるいは中央公園等相当広面積の公共用地を確保しなければならなかったことから根本的な区画整理を行なったことにより、仮換地の指定に際し、相当大巾な飛換地をせざるをえなかったため、換地処分における清算に際し、相当多額の徴収、交付を行なわざるをえない状態となっている。

この措置は、広島が被爆地であるという特殊な事情下において実施され、しかも交付金は譲渡所得税の課税対象となり、換地処分を行なううえでかなりの障害となること予想されるので、交付金については、租税特別措置法第三十三条の二の規定による特定公共事業としての取り扱いをされる措置を講ずるか、現在継続審議となっている「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案」が早急に施行されたいとの要望があった。

2 酒税の減税等について

日本酒造組合中央会より酒類業八団体の共通事項として①酒税の税率がきわめて高い②低所得者に対する減税は酒税が最過である③低物価政策の一環として酒税の減税が必要である④間接税における酒税への依存度は高きに過ぎる⑤酒税は物品税に比較して高過ぎる⑥酒税が高額のため密造酒や密輸入酒の横行が絶えないとの六つの理由から、酒税の大巾な減税を断行し、国民大衆の租税負担の軽減と均衡を図られたいとの要望があり、特に清酒二級、しょうちゆう乙類及びみりん本直しは、勤労者等一般大衆の消費する生活必需品である関係を考慮して大巾な減税を実施されたいこと、原料米を業務用米並みに引き下げられたいこと、原料米の引き上げに伴う酒価の大巾な引き上げを一月より実施されたいことについて強い要望があった。

また小売酒販組合より、①酒税の保全と酒類業界の安定および経営の近代化のために正常取

引は不可欠なものである、非協同者に対する制裁規定を設ける等法的裏付けを与える②酒類市場の安定と流通秩序の維持のため生産者および卸売業者の消費者に対する直小売の限度を定めることを理由として酒税法を改正されたいこと、また現行酒税は店頭現金売りを建前とした公定価格に上積み決定されているため、根本的に実情に即していない点多く、価格体系の是正を図られたいとの要望があった。

3 国税局より左記事項について要望がなされた。

(1) 職員定数は最近五年間に二三名の減少をみているが、この反面事務量は、全国的な納税者の増加と経済状況の複雑化に伴う納税者の質の変化から増加しているため、定数増加の必要が痛感されていること。

(2) 税務職俸給表の改善率が行政職（俸給表に比し低調であり、特に最も人員の多い四、五等級の八号俸が最も低く勧告されているので改善されたいことと昭和三十五年の退官者の年金額が本年退官者の年金の二分の一以下となっているので、スライドするよう改善されたいこと。

(3) 管内五十署のうち三十年の耐用年数を経過している庁舎数が十一署もあり、地方局のうちでは比較的多くの老朽庁舎をかかえているので、庁舎の新築について配慮されたいこと。

五 税関行政

(一) 一般概況

神戸税関の一支署である広島税関支署は、大正九年十一月に糸崎税関支署広島出張所として開設され、その後幾多の機構の変遷をみたが、戦後二十一年六月に中国海運局から分離して広島税関支署（二十三年一月開港指定）として再開されて以来、貿易額は飛躍的に増加し、税関業務量も増加を辿っている。

三十年の輸出入額一〇億円、輸入額四五億円、総計五五億円が、四十年には輸出入額一九一億円、輸入額一三八億円、総計三三九億円と激増

を示し、これに伴い事務取扱件数、租税及び諸収入額も増加の傾向にある。なお輸出の主要品目は、自動三輪車、船舶、鉄骨建設材料、寝具及び備付品、繊維機械、金属加工旋盤、繊維製品等であり、その仕向国は米、タイ、ビルマ、フィリピン、ブラジル、ギリシャ、リベリヤ、アルゼンチンとなっている。輸入は木材、食料、機械、飼料用原料、船舶用品であり、その仕向国はカナダ、米、フィリピン、ポルネオ、ソ連、西ドイツ、イギリスである。

(一) 港湾施設

広島港は、広島湾に面し、東港区、宇品港区、工業港に区別され、島々によって天然の防波堤となつてゐる。太田川の川口一帯は花崗岩質の硬質な細砂または細粘土で、船舶の投錨、碇泊に最適であり、浚渫も容易である。中国山脈、四国山脈により北からの季節風、南からの台風を防いでゐるので港内は常に静穏である。潮流は漲時四分の一ノットで北東に、落潮時は二分の一ノットで南西に流れてゐるが、船舶の航行、繫留、荷役などに影響はなく、干満の差は約三米となつてゐる。

現在繫留岸壁(棧橋)は、水深三米、十米のものが延長総数二二、二〇九米に達し、一万トン級二船席、千トン級六船席、五百トン級二十二船席の三十船席があり、目下一万トン級の第三バースを建設中である。また最近激増してゐる外材の輸入に対処するため、吉島地区に貯木場並びに水面木材荷さばき場を建設中である。

六 専売事業

(一) 広島地方局管内

1 たばこ事業の概況

当局管内は、直轄工場一、工場二、原料工場二を有し、製造銘柄はピース、スリーエー、新生、ハイライトである。

四十年産葉たばこ収納実績は、量目一三億四千キログラム、代金五一億二七〇万円、一キログラムの代金は四五二円で前年度は四〇五円であり、年々約一割の上昇を示してゐる。

販売関係では、四十年産販売実績は数量七一億本、金額一九七億円、一〇本当価二七円五八銭で、前年度に比較して数量五・七%、金額一・一%、一〇本当価五・四%の増加となつてゐる。年度当初は一応順調に推移し、とくに八月の中元期には念願のフィルタ製品の完全供給が可能となり好調であつた。しかし、九月十月には経済界の不況等の影響から数量の伸びに若干不安を生じたので、フィルタ製品を中心にした販売促進運動を推進しその結果売れ行きも次第に回復し、年度当初の目標に達し数量では完遂にはいたらなかつたが、金額では若干これを上回ることとなつた。

四十年産の銘柄別の製造予定数量は、ハイライト三六億五千万本、ピース一七億本、スリーエー一〇億本、新生一五億本となつており、四十年九月末の売上実績はハイライト五〇%、ピース三三%、スリーエー六四%、新生六一%で年度内にはおおむね目標に達する見込みである。

2 塩業の概況

四十一年度における塩生産計画量は、四万六二四〇トンで、四十年産実績(四万四九三三三)に対して約〇・四%の減となつてゐる。四十年九月末の実績をみると、年度当初は降雨が多く悪天候に災ひされて、生産成績が不良であつたが、梅雨明けとともに天候が回復し好天に恵まれたため、対年間計画達成率は五〇%となつており、年度内にはほぼ計画どおり達成出来る見込みである。

四十一年九月末における一般用塩の売渡高は前年同期に比し一三%の増加となつてゐる。これは昨年八月から合成ゴムの生産を開始した日本セオン徳山工場の需要増並びに本年度における夏野菜等の豊作等による漬物向けの増加によるものである。

またソーダ工業用として自己輸入された塩は、ソーダ灰、活性ソーダ、塩素等の製造用に使用されてゐるが、硝子製品、紙、パルプ、塩化

ビニール等の需要好転等によつて順調に推移するものと思われる。

(二) 岡山地方局管内

1 たばこ事業の概況

当局管内は、たばこ製造工場三、原料工場二、支局一を有し、製造銘柄はピース、ハイライト、ひびき、いこい、新生、ゴールデンバツトである。

葉たばこ生産関係では、管内の葉たばこ産地は気候、土質等環境条件に恵まれ、全国屈指の優良たばこ生産地として名高い。四十年産の生産実績は、耕作面積は黄色種、備中葉あわせて六・九一七ヘクタール、収納量一五〇二万四千キログラム、代金七二億円、一〇アール当り一万四六二円となつてゐる。四十一年度の耕作面積は、七〇七二ヘクタールとなつてゐる。

製造関係では、四十年度の管内製造実績一〇億二八〇万本で三十九年度より約四億本の増製となつた。葉たばこ再乾燥関係では、米子原料工場が四十年度から二基工場となり季節的作業を行い、四十一年度から年間稼働工場として発足した。

販売関係では、四十年度販売高は数量三億七五〇万本、代金九一億七三〇〇万円、一〇本当平均単価二七円一銭で、前年に比較して数量五・九%、代金一一・四%の増加となつてゐる。銘柄別ではフィルタ製品の供給増加により需要が増え前年に対して八七%増の一億一〇〇万本を売渡した。反面面切たばこはこの影響をうけ一様に売れ行きが減退した。

四十一年度の販売計画は数量三億五九〇〇万本、代金では一〇〇億四二〇〇万円となつてゐるが、この計画の着実な達成をはかるため本年度は特にフィルタたばこの販売管理目標として一七億三千万本を設定してゐる。したがつて、対前年度との実績では、数量六・四%、代金九・五%の増となつてゐる。

2 塩業の概況

管内の塩田面積は四七八ヘクタール、年間生

産量は一六万トンで、全国の約一八%を占めてゐる。

四十年産の塩生産実績は一五万一千トンで代金一九億三千万円で当初予定より四%の減産となつてゐる。これは七月の長雨、九月の二三、四号台風などの異状天候や災害によるものである。四十一年度の一般用塩の売渡計画は、数量二万二八〇〇トン、金額三億四八九三万円が見込まれてゐる。

七 広島県の開発事業計画

(一) 広島広域都市圏

開発の基本方向としては、経済開発と均衡のとれた形で社会開発を進め、人間能力と福祉の向上をはかることを基調に、①大規模な中核管理機能の集積 ②放射環状方式による区域内交通体系の整備 ③機械工業を戦略とした工業発展 ④農林漁業近代化の拠点としての整備 ⑤交通施設の整備による既成大集積等との連け強化を目標として開発整備を行なうこととなつてゐる。これによつて三十五年を一〇〇とする二十年後の開発指標は、人口一三五・二、就業者数一五四・三、分配所得四八一・二、一人当たり分配所得三五五・九、工業生産額五八四・〇となる。

この開発整備については、いまだに法的には勿論、行政的財政的にも国は何らの施策を講じてゐないので、すみやかに実効ある所要の措置を講ぜられたいとの要望があつた。

(二) 備後地区工業整備特別地域

この地区は、広島県三原市から岡山県笠岡市に至る東西約七〇キロメートル、南北約四〇キロメートル、総面積約一、五一九平方キロメートル、人口約七二万人、七市一四町村に及ぶ地域で、古くから造船、機械、繊維等を中心とした工業地帯を形成してゐたが、三十六年十月福山地区に世界的規模をもつ製鉄所の進出が決まり、本年九月から鉄鋼一貫体制の操業を開始した。こんごはこれらの基幹産業を基軸とした工業開発をはかることによつて、瀬戸内海総

合工業地帯の中核的な重化学工業基地として飛躍的な発展が期待されている。この地域社会の総合的な開発整備をはかることを主眼とした整備基本計画は、四十年二月に内閣総理大臣の承認を受けたが、五十年を目標とする主な指標は左の如くである。

項目	昭和三十五年		昭和五十年	
	地区計	うち広島県	地区計	うち広島県
総人口(万人)	三	一・五	三・五	二・五
就業人口(万人)	二・五	一・五	二・五	一・五
工業出荷額(億円)	一・五	一・五	一・五	一・五
概算経費(億円)	一・五	一・五	一・五	一・五

この地区の整備推進のため左記の要望がなされている。

(1) 現行の財政特例措置は十分とはいえないので、法律制定にあたっての衆参両院の附帯決議の趣旨に基づき、対象事業の範囲の拡大、特別債の充当率および国の負担割合の引上げ等について配慮すること。

(2) 整備基本計画にかかせる重要事業については、国の長期計画に優先的にとり入れられるとともに、工特関係公共事業費を別枠として計上する措置を講ずること。

(3) 用地造成に關して特別の立法措置を講じ、用地先行一括取得の方途を開くとともに、これら用地の土地収用と用地提供者に対する税制上の特別措置を講ずること。

(4) 公害発生源の法的責任の明確化による公害防除措置の強力な推進をはかるとともに、地方自治体の行ない公害防止事業、とくに緩衝地帯整備事業に対する国の大巾な助成措置を講ずること。

(5) 企業誘導についての行政指導を強化するとともに、地区内に立地する企業に対する税財政上の優遇措置の拡大、既成大工業地帯およびその周辺地域への工場の新増設の制限を強化するなどの措置を積極的に講ずること。

(三) 低開発地域工業開発地区
低開発地域工業開発促進法に基づき指定地区は、三次・庄原、高田地区と賀茂地区の二地区がある。

地元としては、本法の特別措置により工業の立地誘導に努力しているが、第一次指定地区(三十七年九月指定)については、適用期限が四十二年九月十四日に到来するので、特別措置の適用期間をすくなくとも指定の日から十カ年程度延長されたいこと、新増設企業に対する政府関係金融機関の融資の充実強化を図られたいこと、既成大工業地帯における企業の地方分散の促進についての税財政上の優遇措置を講じられたいとの要望があった。

(四) 離島振興対策実施地域
広島県は、全国有数の多島県で、四二の有人島を含む一三八の島が散在しているが、そのうち離島振興法に基づく指定を受けた島々は九地域三七島(関係市町村二)で、その面積約二七二平方キロメートル、人口約一〇万四千人、対全県比はそれぞれ三・二%、四・四パーセントを占めている。

離島指定は、出発点において外海の島々よりも五カ年遅れ、そのうえ昭和三十九年の十次指定地区が大部分を占めている関係で、離島振興事業の実施は非常に立ち遅れをみているので、目標年度である四十七年度までに計画事業が達成できるよう、格別の予算措置を講ぜられたい旨の要望がある。

(五) 山村振興事業実施地域
本県内には、山村振興法の指定要件を満たす地域が一一〇地域(六市五二町村)の多きにのぼり、その面積は全県の約五六%を占めており、山村地域の振興は離島地域と並んで県政の重要な課題となっている。この事業を推進するため、指定枠の増大と指定要件の改善、財政措置の強化について要望がなされた。

(六) その他の主要開発事業
国土開発幹線自動車道、中国・四国連絡道路(尾道・因島架橋)、国鉄山陽新幹線、江の川総合開発事業調査について、それぞれ早急の建設がはかられたい旨の要望がなされた。

八 島根県の開発事業計画

(一) 経済概況
本県経済は後進県と呼ばれるように、分配県民所得が全国平均を一〇〇とすると三十年においては、その約八〇%であったが、その後の高度成長に伴って次第に格差がひらき三十九年には約七〇%になっている。その原因としては、①産業構造が非近代化であること、②労働生産性が低いことがあげられる。第一点の産業構造をみてみると、除々に近代化の方向を示しているが、なお第一次産業のウェイトが四十年では全体の約四五%を占めており、第二次産業の就業者数は全体の一九%にすぎない。

次に第二の労働生産性をみると、一次、二次産業とも全国平均の六〇%台にすぎない。これは経営規模が零細であることに起因している。財政面からみると、四十年度決算では歳入合計三五〇億円に対し、県税は二九億円にすぎず大部分を地方交付税、国庫支出金に依存している。

(二) 開発計画
このような後進性から少しでも脱皮するため、すでに昭和三十六年に十カ年の総合振興計画をたて実施にうつし、さらに三十八年から四カ年の第二次短期実施計画を策定して県経済の発展につとめている。
したがって、この目標達成には国の積極的な援助が期待されている。
なお、振興計画を実施した場合の主要経済指標は左の通りである。

主要 経済 指標

項目	基準年次	第二次短期実施計画		備考
		昭和四十四年度	昭和四十五年	
総人口(百人)	八、八八九	八、五五五	八、四三三	全国に占める割合(△)〇・七%
一五才以上人口(〃)	六、〇六三	六、〇六三	六、〇六三	〇・九%
就業者数(〃)	四、四四四	四、四四四	四、四四四	〇・九%
生産県民所得(百万円)	七、七六六	三、七三三	一、九〇七	〇・七%
県民一人当り(円)	一、五五二	一、五五二	一、五五二	全国対比(五年度)六・九%
分配所得(〃)	七、八五五	一、三六三	一、三六三	〃
消費支出(〃)	三、〇二二	三、〇二二	三、〇二二	〃
県財政規模(百万円)	八、六二五	二、四四七	二、四四七	全国に占める割合(五年度)一・六%
総旅客輸送量(万人)	八、六二五	二、四四七	二、四四七	〇・四%

生産所得(百万円)	第一次産業	第二次産業	第三次産業	工業出荷額(百万円)	工業出荷率(%)
第一	八、七〇	八、八八	九、九八	二六、四七	二六、四七
第二	八、八八	九、九八	一〇、一〇	二六、四七	二六、四七
第三	九、九八	一〇、一〇	一〇、二二	二六、四七	二六、四七
第四	一〇、一〇	一〇、二二	一〇、三三	二六、四七	二六、四七
第五	一〇、二二	一〇、三三	一〇、四四	二六、四七	二六、四七
第六	一〇、三三	一〇、四四	一〇、五五	二六、四七	二六、四七
第七	一〇、四四	一〇、五五	一〇、六六	二六、四七	二六、四七
第八	一〇、五五	一〇、六六	一〇、七七	二六、四七	二六、四七
第九	一〇、六六	一〇、七七	一〇、八八	二六、四七	二六、四七
第十	一〇、七七	一〇、八八	一〇、九九	二六、四七	二六、四七

一 基準年次は三四、三五、三六年度平均
二 〇印は三五年基準 ●印は三七年度基準
三 長期計画の指標は三三年度価格(ただし、財政規模は三三年度価格)を三六年度価格に換算した。

九 鳥取県の開発事業計画

(一) 経済概況
本県経済は鳥根県と同じく後進県で、分配県民所得が全国平均を一〇〇とすると昭和三十年においては、その約八〇%であったが、三十八年には約七〇%に落ちていた。その原因は鳥根県と同様に就業構造の後進性からきている。すなわち、二十五年から三十八年の平均の就業構造の構成比をみると、経済成長の主力となるべき第二次産業の占めるウェイトが全体の二五%で、食糧品、木材家具などの小規模企業であることから労働生産性が低く全国平均の六〇%を下回っているのが現状である。したがってこの生産性の低下が経済成長の遅れを招く要因となっている。

財政面からみても、四十年当初予算では、歳入合計二〇億円のうち地方交付税三六・六%、国庫支出金三三・四%を占め、県税はわずかに九・六%にすぎない。結局自主財源としては二三・三%で既存財源が七六・七%となっている。

(二) 開発計画
本県では、地域格差を是正し県勢の伸展を図るため、昭和四五年を目標とする総合開発計画を策定した。開発の重点としては、①産業構造の高度化と生産性の向上、②県民生活水準の引上げ、③産業および生活基盤の整備拡充を図ることを指向している。

特に、この計画実現の支えとなるべき産業基盤や生活基盤の整備に必要な公共投資は、計画期間内に一、一八〇億円を必要としている。なお、開発計画に伴う主要経済目標は左の通りである。

区 分	基準年 (昭和五年)	実績 (昭和六年)	目標年 (昭和十五年)	45年 35年	年 率 %
総人口(人)	五九、三三	五九、三三	五九、三三	〇・四四	△〇・六
就業者数(人)	二六、三三	二六、三三	二六、三三	〇・三三	〇・三
第一次産業	一四、九八	一四、九八	一四、九八	〇・三三	△四・六
第二次産業	五〇、〇八	五〇、〇八	五〇、〇八	一・六〇	四・八
第三次産業	一〇、一五	一〇、一五	一〇、一五	一・八	二・五

生産所得(百万円)	第一次産業	第二次産業	第三次産業	工業出荷額(百万円)	工業出荷率(%)
第一	八、七〇	八、八八	九、九八	二六、四七	二六、四七
第二	八、八八	九、九八	一〇、一〇	二六、四七	二六、四七
第三	九、九八	一〇、一〇	一〇、二二	二六、四七	二六、四七
第四	一〇、一〇	一〇、二二	一〇、三三	二六、四七	二六、四七
第五	一〇、二二	一〇、三三	一〇、四四	二六、四七	二六、四七
第六	一〇、三三	一〇、四四	一〇、五五	二六、四七	二六、四七
第七	一〇、四四	一〇、五五	一〇、六六	二六、四七	二六、四七
第八	一〇、五五	一〇、六六	一〇、七七	二六、四七	二六、四七
第九	一〇、六六	一〇、七七	一〇、八八	二六、四七	二六、四七
第十	一〇、七七	一〇、八八	一〇、九九	二六、四七	二六、四七

したがって、今後この目標達成のためには、特に工業の発展を図らねばならないので、既存企業の育成を基礎として、組織的な誘致体制を確立し、本県工業の中核となるべき新規企業の誘致に特に力を入れている。国においても、企業の地方分散政策が強力に推進されることを期待している。

(三) 境港港湾整備計画
境港は山陰地方における唯一の外国貿易港で、その背後に今後大きく発展が期待される工業地帯を擁し、輸出入の拡大が特に大きく期待されていることから、外国貿易港としてふさわしい大型岸壁を整備する必要がある。四十年に新港湾整備五カ年計画を策定した。

この五カ年計画では、外港について一重量重岸壁等七バース、臨港道路、船舶給水等を整備し、同時に埠頭および臨海工業用地の造成に着手し、すでにその大半を終了したが、四十二年七月には全工程四五万坪の埋立が完了する。さらに内港地区の整備として、森山地区に水面貯木場約三万坪を設置しようとしている。

四十年の入港船舶をみると、外航船七六隻、内航船九三三隻、機帆船一五四隻計一〇八六隻となっている。主要貨物別では、林産品が圧倒的に多く、以下金属機械工業品、鉱産品となっており、年間取扱量は五〇万トンに達している。

(一) 航空自衛隊、美保基地の概況
当基地は、十八年旧海軍の美保基地として開設され、戦後米軍の管理を経て三十八年四月に防衛庁所管となったものである。
航空自衛隊は三十年六月から共同使用を開始し、三十三年十月に輸送航空団の新編とともに美保基地を開設した。基地の面積は、約三二八万平方メートル、建物面積約七三万平方メートルでその建物の殆んどが旧海軍の遺産であり、相当老朽化しており、その早期改善が期待されている。滑走路は四四〇米、長さ三〇〇米のオーバーランを含めて、一八二四米ある。民間航空にも使用させており、米子空港として全日空、東亜航空が定期便を運航している。基地所属人員は約九五〇名である。当基地の航空機の保有数はC46三五機、YS11四機で、四十年の輸送率は六六%となっている。特に問題なのは、C46の維持費が非常に高く、YS11が年間約一、〇〇〇万円に比べて四、〇〇〇万円と約四倍もかかっているという実状である。したがって今後は効率のよい航空機の増強が期待されている。

(二) 原子燃料公社、人形峠鉱山概況
当鉱山は、三十年二月が国で初めてウラン鉱床が発見された所で、以後公社において核原料物質の探査、採鉱及び製錬が行われている。推定埋蔵量は、全国(主として人形峠、東郷両地区)で約四二七万トンとみられ、これはウランとして約二、二〇〇トンに相当する。
当鉱山は将来のエネルギー資源としての原子力の需要をみたすため、現在ウランの工業化試

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

○号(第五七八号)(第六一三三号)

九号(第三〇号)(第三二号)(第八〇号)(第八
五号)(第一〇二号)(第一〇三号)(第一〇四
号)(第二〇九号)(第二五六号)(第二五七号)

二六二号(第二六二号)(第二六三号)(第二六四号)(第二六五号)(第二六六号)(第二六七号)(第二六八号)(第二六九号)(第二七〇号)

二七四号)(第二七五号)(第二七六号)(第二七七号)(第二七八号)(第二七九号)(第二八〇号)(第二八一号)(第二八二号)(第二八三号)

二八七号)(第二八八号)(第二八九号)(第二九〇号)(第二九一号)(第二九二号)(第二九三号)(第二九四号)(第三三一号)(第三三三三、

三三七号)(第三三八号)(第三三九号)(第三四〇号)(第三四一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四号)(第三四五号)(第三四六号)。

三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三
号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六
号)(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)

三六三號(第三六四號)(第三六五號)(第三六六號)(第三六七號)(第四一二號)(第四一三號)(第四一四號)(第四一五號)(第四一六號)

四三〇号(第四三一号)(第四三二号)(第四三三
号)(第四三四号)(第四三五号)(第四三六
号)(第四三七号)(第四三八号)(第四三九号)

四六八号)(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一
号)(第四七二号)(第四七三号)(第四七四
号)(第四七五号)(第五〇二号)(第五〇三号)

五〇七号)(第五〇八号)(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一二号)(第五一三
号)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)

五二〇号(第五二一号)(第五四二号)(第五四三号)(第五四四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)

六五〇号(第六五一号)(第六五二号)(第六五三号)(第六五四号)(第六五五号)(第六五六号)(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)

六六三號)(第六六四號)(第六六五號)(第六六六號)(第六六七號)(第六六八號)(第六六九號)(第六七〇號)(第六七一號)(第六七二號)

六七六号（第六七七号）（第六七八号）
一、邦楽器の物品税課税廃止に関する請願（第
三三二号）

一、社会福祉事業に対する免税措置に関する請願（第八六号）

(第二〇六号)

二、引揚者在外私有財産の國家補償に關する諸
願(第一〇七号)(第一四〇号)(第一八一号)

(第一八〇号)
一、ガソリン税、軽油引取税の増税反対に關す

第二四号 昭和四十一年十一月三十日受理
バナナの輸入関税率すえ置に関する請願

新潟県果樹振興協会内 小沢
紹介議員 武内 五郎君
バナナの輸入関税率は、国内果樹農業育成の

置かれない。
理由
バナナは、輸入関税率が高すぎるといふ一部

増加し、そのためわが国果樹農業に重圧を加
健全な発展をはばんでいる。

最近、業界の一部は、関税率の引下げを要望

格は下がることはなく、税率の検討よりも、
 ナの輸入体制の確立と流通機構の合理化を抜
 に行なうことが当面の最大の課題である。

年々苦境に陥り、このため、緊急に品種更新
産基盤の整備及び経営の近代化対策等を実施
ある。また、国際競争に打ちかつ体制を確立

の具体的構想は目下検討中であり、主要果樹
する濃密生産団地形成の実施等による実効は
くとも十年を経ねばならない。

制の不十分な国内果樹農業に混乱を起こす
で、日本農業のホープといわれる果樹農業の
的な発展に重大な支障を与えることは必至

第五号 昭和四十一年十一月三十日受理
バナナの輸入関税率すえ置に關する請願

青森県りんご対策協議会会長
鼻豊五郎

第二六号 昭和四十一年十一月三十日受理

請願者 宮城縣仙台市勾当台通二七宮
庁農業改良課内宮城県果樹研
内 山家巖

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二七号 昭和四十一年十一月三十日受理

請願者 山梨県甲府市丸の内一ノ九ノ
県民会館内山梨県果実販売農
同組合連合会会長 三森智次

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

バナナの輸入関税率すえ置に関する請願
請願者 大分市舞鶴町一ノ四ノ一五太
果実農業協同組合連合会会長

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

バナナの輸入関税率すえ置に關する請願
請願者 山梨市上神内川 奥山七郎外
紹介議員 廣瀬 久忠君

第一四四号 昭和四十一年十二月二日受理
バナナの輸入関税率をえ置に關する請願

一日本園芸農業協同組合連合會
長塚口勇作

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二〇八号 昭和四十一年十二月三日受理
バナナの輸入関税率すえ置に関する請願
請願者 岩手県盛岡市南大通二ノ八ノ四四
岩手県青果販売農業協同組合長
石川金太郎

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三二八号 昭和四十一年十二月六日受理
バナナの輸入関税率すえ置に関する請願
請願者 青森市大字大野字長島一青森県知事
竹内俊吉外一名

紹介議員 津島 文治君 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三二九号 昭和四十一年十二月六日受理
バナナの輸入関税率すえ置に関する請願
請願者 長野県飯田市上飯田五、四二八ノ
一下伊那園芸農業協同組合長
坂下美富

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第三三〇号 昭和四十一年十二月六日受理
バナナの輸入関税率すえ置に関する請願
請願者 大分市舞鶴町一ノ四ノ一五大分県
柑橘研究会内 古手川義夫外一名

紹介議員 村上 春蔵君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五七八号 昭和四十一年十二月十二日受理
バナナの輸入関税率すえ置に関する請願
請願者 静岡県清水市寿町一ノ三九静岡県
柑橘農業協同組合連合会内 新野
治

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六一三三号 昭和四十一年十二月十三日受理
バナナの輸入関税率すえ置に関する請願
請願者 福島市中町七ノ一七福島県経済農
業協同組合連合会会長 棚辺四郎

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第二八号 昭和四十一年十一月三十日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 鹿児島県熊毛郡中種子町野間五、
一七二 中豊外二十九名

紹介議員 日高 広為君
酒税の大幅な減税を断行し、国民大衆の租税負担
の軽減と均衡を図りたい。

理由
一、酒税の税率はきわめて高い。
二、低所得者に対する減税は酒税が最適である。
三、低物価政策の一環として酒税の減税が必要で
ある。
四、間接税における酒税への依存度は高きに過ぎ
る。
五、酒税は物品税に比較して高過ぎる。
六、酒税が高額のため密造酒や密輸入酒の横行が
絶えない。(資料添付あり)

第二九号 昭和四十一年十一月三十日受理
酒税の軽減に関する請願(三通)
請願者 福島県耶麻郡山都町字木曾五五三
笠井文夫外九十三名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三〇号 昭和四十一年十一月三十日受理
酒税の軽減に関する請願(八通)
請願者 山口県下関市入江町二ノ一〇 沖
井浦吉外二百四十五名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三一〇号 昭和四十一年十一月三十日受理
酒税の軽減に関する請願(二通)
請願者 群馬県新田郡新田町木崎九六六
山崎政一外六十一名

紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第八〇号 昭和四十一年十一月三十日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 京都府舞鶴市字北田辺三七ノ三
真下市朗外百二十二名

紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第八五号 昭和四十一年十二月一日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 大分県速見郡山香町山香 小野悦
次郎外百二十五名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一〇二号 昭和四十一年十二月一日受理
酒税の軽減に関する請願(二通)
請願者 京都市東山区祇園末吉町九五 金
山見雄外六十五名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一〇三三号 昭和四十一年十二月一日受理
酒税の軽減に関する請願(三通)
請願者 長崎県大村市諏訪町一三八 溝上
太久馬外八十九名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第一〇四号 昭和四十一年十二月一日受理
酒税の軽減に関する請願

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

請願者 高知市山手町四八 近藤浅喜外三
十名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二〇九号 昭和四十一年十二月三日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 奈良県吉野郡吉野町六田一、二八
六 橋本保広外三十名

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二五六号 昭和四十一年十二月六日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 北海道斜里郡斜里町港町 滝川賢
外三十名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二五七号 昭和四十一年十二月六日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 北海道夕張市福住七ノ一 松塚満
外三十名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二五八号 昭和四十一年十二月六日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 奈良県吉野郡吉野町大字市 沢
井正文外三十名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二五九号 昭和四十一年十二月六日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 奈良県吉野郡大淀町北六田 久保
増太郎外三十名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六〇号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 兵庫縣城崎郡香住町一日市 駒居

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六一号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 兵庫縣城崎郡日高町十戸一七五

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六二号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 広島縣呉市吉備中町三ノ八七 中

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六三号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 鹿児島縣西之表市西町七、一〇九

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六四号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 長崎市深堀町三ノ二三 大津山

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六五号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 長野縣上高井郡小布施町株式会社

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六六号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 北海道斜里郡小清水町小清水 工

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六七号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 山形縣米沢市門東町一ノ五ノ三八

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六八号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 茨城縣鹿島郡波崎町九、四三二ノ

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二六九号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 岡山縣西大寺市犬島三二二 小橋

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七〇号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 山口縣岩国市大字杭名一三一 森

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七一号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 高知縣安芸市本町四丁目 西岡治

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七二号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 鹿児島縣指宿市小牧五二四 松山

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七三号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 福島市上町五ノ一三 黒沢松五郎

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七四号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大里郡川本村田中 沼倉蔵

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七五号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 大阪府高石市高師浜三丁目 伊庭

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七六号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(四通)

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 愛媛縣八幡浜市矢野町 堀内政司

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七七号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(三通)

請願者 熊本縣山鹿市大字山鹿一、四四〇

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七八号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(四通)

請願者 山形縣村山市大字湯野沢一七

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二七九号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(四通)

請願者 栃木縣那須郡黒磯町一九八 大野

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八〇号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(四通)

請願者 岡山縣西大寺市西大寺三二八ノ一

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八一号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(四通)

請願者 香川県高松市塩屋町二五 浜本勇

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八二号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(四通)

請願者 北九州市門司区川端町六 久保田 一外百二十一一名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八三号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(四通)

請願者 熊本県山鹿市九日町 関原英一郎 外百二十一一名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八四号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(五通)

請願者 石川県輪島市河井町中央通 高田 武雄外百四十三名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八五号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(五通)

請願者 佐賀県鳥栖市秋葉町二ノ一、二ノ九ノ一 久保伴作外百四十九名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八六号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(六通)

請願者 栃木県塩谷郡藤原町 福田清外百七十九名

紹介議員 船田 謙君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八七号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(六通)

請願者 石川県羽咋市酒井町申の部二六 宮田政二外百七十九名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八八号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(六通)

請願者 高知県室戸市佐寺浜 村田祝造外百九十名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二八九号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(六通)

請願者 島根県大田市島井町島井三二九ノ三 大野吉松外百八十五名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九〇号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(六通)

請願者 大分県別府市北浜三ノ一ノ五 貞 藤一男外百八十三名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九一号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(九通)

請願者 広島県三次市十日市町二、四八九 加藤勝三外二百五十名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九二号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(十一通)

請願者 埼玉県加須市大字不動岡二三八 福田松太郎外三百三十一名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九三号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(十二通)

請願者 山口市大字二八 松屋新一外三百六十二名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第二九四号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(十四通)

請願者 福岡市麦野一ノ一博多小売酒販組合内 藤木幸七外三百九十名

紹介議員 御木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三〇一号 昭和四十一年十二月六日受理

酒税の軽減に関する請願(四通)

請願者 大分県大野郡三重町大字赤嶺二、九九四 首藤輝義外百二十一一名

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三〇二号 昭和四十一年十二月七日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 高知県安芸郡東洋町甲浦 魚住熊 一外六十名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三〇四号 昭和四十一年十二月七日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 高知市北越前町七〇 片岡宇吉外六十名

紹介議員 堀見 俊二君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三〇五号 昭和四十一年十二月七日受理

酒税の軽減に関する請願

酒税の軽減に関する請願

請願者 高知県高岡郡橋原村橋原甲九五九

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三三六号 昭和四十一年十二月七日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町甲一、二九九 司牡丹酒造株式会社社長 竹村功 外六十名

紹介議員 山崎 齊君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三三七号 昭和四十一年十二月七日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市秋葉町一丁目 松本 信行外二百九名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三三八号 昭和四十一年十二月七日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡根占町川北三二〇 西園貞雄外二百二十名

紹介議員 日高 広為君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三三九号 昭和四十一年十二月七日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 高知市上町一ノ四ノ三 森孝二郎 外二百二十名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四〇号 昭和四十一年十二月七日受理

酒税の軽減に関する請願(一通)

請願者 愛媛県北条市八反地甲七一 篠原 藤之助外六十一一名

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四一号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 福井県大飯郡大飯町本郷一四二ノ
三 山口隆也外百十九名
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四二号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 広島県大竹市玖波町二、〇一四
長岡進吾外百十一名
紹介議員 中津井 真君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四三号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 山口市大字嘉川五、〇八一 金光
好介外百二十三名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四四号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 大分県南海部郡宇目町大字小野市
二、九四一 小掠塚勝外百二十名
紹介議員 村上 春藏君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四五号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 大分県宇佐郡長洲町 江本四郎外
百二十五名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四六号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 石川県金沢市寺町二ノ一ノ一
西村泰治外二百九名
紹介議員 林屋亀次郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四七号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 石川県金沢市京町二ノ一 京谷与
三兵衛外百四十九名
紹介議員 任田 新治君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四八号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 広島県呉市仁方本町一ノ一六ノ一
三 相原正敏外百五十三名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三四九号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 広島県呉市中通四ノ一 河盛昭慶
外百五十名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五〇号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 広島県山県郡戸河内町 川本英介
外百五十名
紹介議員 川野 三曉君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五一号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 鳥取市立川町 中川雅恵外百九名
紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五二号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 山口県熊毛郡平生町大野北一ノ一
藤井英二外百二十二名
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五三号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 山口県大島郡大島町三浦 松田義
市外百四十五名
紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五四号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 島根県益田市益田 本田守外百四
十九名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五五号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 香川県高松市紙町四五〇 国宗義
隆外百五十名
紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五六号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 熊本市横手町四四三 永田光雄外
百五十名
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五七号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(六通)
請願者 岡山県上房郡有漢町大字有漢二、
五三ノ一 尾島芳樹外二百六十
九名
紹介議員 近藤 鶴代君

請願者 広島県佐伯郡大柿町柿浦 沖井泰
吉外百八十二名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五八号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(六通)
請願者 広島県佐伯郡沖美町三吉 南郷泰
介外百八十四名
紹介議員 藤田 正明君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三五九号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(七通)
請願者 富山県中新川郡上市町西中町三九
岩城正秋外百八十五名
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六〇号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(七通)
請願者 富山県舟橋町今 堀久正外二百十
四名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六一号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(八通)
請願者 鹿児島市鴨池町三五七 本坊豊吉
外百二十名
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六二号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(九通)
請願者 岡山県上房郡有漢町大字有漢二、
五三ノ一 尾島芳樹外二百六十
九名
紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六三号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(九通)

請願者 岡山県久米郡瀬原町久木二三六ノ
一 石戸研情外二百六十九名
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六四号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(九通)

請願者 山口県豊浦郡豊北町阿川五四八
西谷陽甫外二百八十名
紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六五号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(九通)

請願者 鹿児島県加世田市津貫六、七二二
本坊松吉外四百四十七名
紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六六号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(九通)

請願者 鹿児島県日置郡伊集院町下谷口
二、一二九 窪田昭市外四百四十七
名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三六七号 昭和四十一年十二月七日受理
酒税の軽減に関する請願(十通)

請願者 広島県深安郡神辺町 徳永実男外
三百七名
紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二三号 昭和四十一年十二月七日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡山内町大字三間坂甲
一三、二〇九 原田安男外二百七
名

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二三号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 札幌市南三条西二五丁目 本庄徳
次外二十九名
紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二四号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 札幌市発寒三条一ノ二九 漢正男
外三十名
紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二五号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 北海道旭川市南三条二〇丁目 岡
田成多外三十名
紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二六号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 北海道旭川市南二条三三丁目 大
井一政外三十名
紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二七号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 北海道旭川市南七条一九丁目 森
規矩司外三十名

紹介議員 平泉 涉君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二八号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 青森県八戸市城下二ノ二ノ一
本田国平外二十九名
紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四二九号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 千葉県松戸市上本郷仲原二五〇合
同酒精株式会社東京工場内 根元
茂外二十九名
紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三〇号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋二ノ六 小原一
樹外十六名
紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三一号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 東京都豊島区南長崎三ノ三五ノ一
一 吉居理外二十九名
紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三二号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 東京都渋谷区神宮前二ノ三三ノ一
二 野口喜一郎外三十名
紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三三号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 大阪府北区東寺町三ノ二大倉酒造
株式会社大阪支店內 沢田房一外
三十名
紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三四号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 兵庫県西宮市相生町一五七 升田
武外二十九名
紹介議員 内田 芳郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三五号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 兵庫県西宮市宮西町五ノ八 樋口
良文外二十九名
紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三六号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町西島九一六
江井ヶ嶋酒造株式会社社長 卜部
譲外三十名
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三七号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 広島県大竹市玖波町 長岡進吾外
二十九名
紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三八号 昭和四十一年十二月八日受理
酒税の軽減に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦八ノ七 岩切八郎外二十九名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四三九号 昭和四十一年十二月八日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 鹿児島市高麗町六一五 安楽慶治郎外三十名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四四〇号 昭和四十一年十二月八日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 奈良市三条町五九五シルバークワイスキー株式会社内 村松千里外十三名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四四一号 昭和四十一年十二月八日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 鹿児島市郡元町二、四六〇ノ一六 本坊酒造株式会社鹿児島工場内 山田勤外二十九名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四四二号 昭和四十一年十二月八日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 兵庫県西宮市今津二葉町四ノ五一 明石秀夫外五百三名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四六八号 昭和四十一年十二月九日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬町二ノ六六 神谷九郎外二十九名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四六九号 昭和四十一年十二月九日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 静岡県藤枝市鬼岩寺八二 増田総平外二十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四七〇号 昭和四十一年十二月九日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 大阪府港区東田中町八ノ四八 登ミツ外十四名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四七一号 昭和四十一年十二月九日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 大阪市高槻市大字真上四七八 島密外三十名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四七二号 昭和四十一年十二月九日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 広島県呉市吉浦中町三ノ八七 野光次郎外二十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四七三号 昭和四十一年十二月九日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 広島県賀茂郡西条町本町一七ノ二 岡田八郎外五十九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四七四号 昭和四十一年十二月九日受理

酒税の軽減に関する請願(四通)

請願者 北九州市戸畑区三六町一丁目 松尾大和外百二十三名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第四七五号 昭和四十一年十二月九日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 山口県吉敷郡小郡町大字下郷一、四〇三 中村助一外六百六十六名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五〇二号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 青森県弘前市大字藤代字川越田一ノ一ニッカウスキー株式会社弘前工場内 岩田晴男外三十名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五〇三号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸四ノ二ノ四 池田武平外二十九名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五〇四号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市上河原五六八株式会社大津屋本店代表取締役 荻山光子外三十名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五〇五号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭二ノ五ノ一六 横倉良夫外二十九名

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五〇六号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 横浜市区永楽町一ノ一六 原田家外三十名

紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五〇七号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 奈良市下清水町九六七 畑谷政雄外三十名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五〇八号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 福岡県山田市大字上山田 久保山留吉外三十名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五〇九号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願

請願者 福岡市春吉二丁目一街区二二福博酒類販売株式会社社長 久芳森三郎外三十名

紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五一〇号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願(二通)

請願者 福井市佐久良町八〇四株式会社明治屋福井支店内 松井一郎外六十一名

紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二一号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(二通)
請願者 鳥取市職人町二七 浜崎哲五郎外
六十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二二号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(二通)
請願者 鹿児島市住吉町一ノ五本坊酒造株
式会社代表取締役 本坊豊吉外四
十六名

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二三号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(二通)
請願者 鹿児島市郡元町三二八 東竹男外
三十二名

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二四号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(三通)
請願者 佐賀県鹿島市浜町字津甲四、三
六四ノ二川村酒類販売有限公司代
表取締役 川村吉彦外八十九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二五号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 群馬県前橋市城東町三ノ一〇ノ六
伊東義忠外百十九名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二六号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 福井県足羽郡足羽町脇三ヶ 青木
正光外百二十八名

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二七号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(七通)
請願者 愛媛県東宇和郡城川町魚成 宇多
賀智外二百十二名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二八号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(十通)
請願者 東京都大田区久ヶ原町一、一七五
原田良造外二百七十九名

紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五二九号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(十通)
請願者 石川県金沢市幸町一七ノ八 北出
六蔵外二百五十三名

紹介議員 林屋亀次郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五三〇号 昭和四十一年十二月十日受理
酒税の軽減に関する請願(十二通)
請願者 大分県臼杵市福良四一〇 大嶋荘
助外二百八十名

紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五三一号 昭和四十一年十二月十日受理

酒税の軽減に関する請願(二十六通)
請願者 福島県喜多方市新町 竹内敬陽外
七百四十三名

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五四二号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 群馬県前橋市堀川町六五中泉株式
会社前橋支店內 谷田宗三郎外二
十九名

紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五四三号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市本町四ノ一二 松
井彦五郎外二十九名

紹介議員 船田 讓君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五四四号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡蓮田町黒浜一、二
二二 山本松男外三十名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五四五号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 福井県敦賀市神楽一ノ三ノ二一
丹尾国太郎外三十名

紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五四六号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 和歌山県橋本市本家三ノ一四ノ六
松村哲外二十九名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五四七号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 北九州市門司区堀川町五ノ一 岩
田一三外三十名

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五四八号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 大分県別府市秋葉町七ノ三三株式
会社別府水江商店代表取締役 水
江保男外三十名

紹介議員 村上 春藏君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五四九号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 愛媛県八幡浜市昭和通 武馬悦三
郎外百五十一名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五五〇号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願(七通)
請願者 石川県金沢市東山一ノ二ノ三 森
田余所松外百九十二名

紹介議員 林屋亀次郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第五五一号 昭和四十一年十二月十二日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 静岡県藤枝市鬼岩寺二五〇 杉井
隆治外二十九名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六四九号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 群馬県北群馬郡吉岡村下野田 柴崎源吉外二十九名

紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五〇号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願
請願者 栃木県那須郡黒羽町須佐木七九七ノ一 渡辺正英外二十九名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五一号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(二通)
請願者 岩手県盛岡市上田 古川政志外六十名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五二号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(二通)
請願者 岩手県三戸郡福岡町字上町一三三 久慈秀雄外六十一名

紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五三号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(二通)
請願者 群馬県勢多郡柏川村下東田面一九五 伴内幾弥外九十名

紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五四号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 札幌市南三条東五ノ二日本清酒株

式会社社長 江守武雄外百五十三名
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五五号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 札幌市南十四条西九丁目 中川俊一外百十九名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五六号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 北海道河西郡芽室町本町五丁目 山本太作外百九名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五七号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(四通)
請願者 秋田県能代市万町六ノ三七 平沼喜三郎外百二十三名

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五八号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 宮城県塩釜市港町二ノ一三ノ一六 松本成夫外百五十名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六五九号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 山形県鶴岡市鍛冶町甲一〇 斎藤九兵衛外二百五十二名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである
第六六〇号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 栃木県宇都宮市竹林町五九二 福田芳太郎外百四十四名

紹介議員 船田 讓君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六一号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 名古屋市中区丸の内一ノ四ノ九 高田正美外百五十五名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六二号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 愛知県西春日井郡清洲町大字清洲一、六五〇 杉本栄太郎外百二十七名

紹介議員 大谷 賢雄君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六三号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 名古屋市中区長池町四ノ七 加藤松輔外百五十名

紹介議員 成瀬 隆治君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六四号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 名古屋市中区呼続元町二ノ一〇五 前田宗一外百四十九名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六五号 昭和四十一年十二月十三日受理

酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 愛知県刈谷市広小路一ノ三五 木村鍾三外百五十一名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六六号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 愛知県岡崎市鳴田町字広元九四 岩附辰治外百五十一名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六七号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 愛知県豊橋市小池町字角田四五 市川重雄外百六十名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六八号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 京都市伏見区御膳籠町 谷久雄外百五十一名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六六九号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 京都市伏見区桃山町丹下三八 森岡市太郎外百四十九名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六七〇号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 京都市伏見区下鳥羽長田町二四 増田徳兵衛外百五十五名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六七一号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 和歌山市永穂二四六 山名愛直外
百五十二名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六七二号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 和歌山市堀取一二三 小沢忠治外
百五十名

紹介議員 玉置 和郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六七三号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 和歌山県海南市藤白七五八 中野
利生外百五十一名

紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六七四号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 和歌山県田辺市中屋敷町六 岡本
芳郎外百四十九名

紹介議員 山本茂一郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六七五号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)
請願者 兵庫県姫路市材木町三五 今井重
太郎外百三十九名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六七六号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(五通)

請願者 兵庫県高砂市荒井町日之出町四一
五ノ五 富士原諭史外百八十五名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六七七号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(六通)
請願者 岩手県釜石市東前町二ノ一 佐野
信太郎外百八十四名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第六七八号 昭和四十一年十二月十三日受理
酒税の軽減に関する請願(六通)
請願者 三重県名賀郡青山町阿保一、三一
七 重藤久一外百七十九名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第二八号と同じである。

第三二号 昭和四十一年十一月三十日受理
邦楽器の物品税課税廃止に関する請願
請願者 東京都中央区京橋宝町一ノ四全国
邦楽器商工業協同組合連合会理事
長 鶴川喜兵衛外四百六十五名

紹介議員 内藤三郎君
現行物品税法第一条別表に掲げる課税物品表第二
種第一類第一号に規定する三弦その他の弦楽器
等の物品税を全面的に廃止されたい。

理由
一、日本古来の伝統芸術品という人形類が、課税
廃止になつてゐるのに、邦楽器等の課税が廃止
にならないのは、課税物件の均衡を破つてゐる。
二、邦楽器は、伝統的、大衆的民族楽器であり、
現在、文部省告示の学習指導要領において各学
校での美的情操教育の一かんとして使われ、一
般家庭における子女の情操教育のためにも広く
愛用されてゐるが、課税については、大企業が
製造するピアノ等の洋楽器と同じ税率十五パー
セントで課税され、一万一千円の免税点がある

ため、邦楽器業者は免税点未満の駄物に逃避
し、一品作品を創作せず、芸術的創作意欲を失
つてゐるのは、日本古来の伝統芸術品の開発に
マイナスである。このほど、日本民族芸能の育
成、保護を目的とした国立劇場が完成されたこ
ともであり、歌舞伎、文楽、舞踊その他の民族
芸能は琴、三弦を絶対に必要としてゐる。
三、全国約五百軒の同業者は、年間約九百万円は
どの物品税を納めてゐるが、業者はほとんど使
用人もなく、深夜まで残業をし生活をせねばな
らない零細な業態で、事務的記帳能力もなく、
このため、年々廃業を余儀なくされてゐる。
四、邦楽器等の物品税に占める地位は極めて低く
課税を廃止しても物品税収入面に影響はな
い。

第三三号 昭和四十一年十一月三十日受理
公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する
請願

請願者 群馬県前橋市日吉町二ノ三ノ二群
馬県公衆浴場環境衛生同業組合理
事長 有坂竹男

紹介議員 近藤英一郎君
国民大衆の保健衛生施設としての公衆浴場の公共
性にかんがみ、公衆浴場業に対し左記の措置を講
ぜられたい。
所得税及び法人税を軽減するため、租税特別措
置法中に公衆浴場業に関する条項を設け、
イ、特別修繕費の損金を算入すること。
ロ、医業と同様に所得計算の特例を設けるこ
と。

理由
一、今日の自由経済の下に、料金を物価統制令で
不当に厳しい原価計算方式を適用されてゐる私
企業は、公衆浴場業ただ一つである。このこと
は、当局が、公衆浴場は、国民大衆の保健衛生
機関として欠くことのできない公共的施設で

あるとの見地から社会政策的に物価統制令を適
用してゐることにほかならない。しかも、公衆
浴場の営業並びに施設については、公衆浴場
法、水質基準に関する通達等により厳しく規制
されてゐる。このように衛生面における指導監
督取締りに重点がおかれてゐる反面、公共的施
設でありながら、経営面における経済的指導助
成は何一つ行なわれてゐないから、衛生指導監
督と経営指導助成を一体的にかつ均衡をとつて
行なうことが緊要である。

二、公衆浴場業者は、物価令の適用を受けてゐる
ため、私企業でありながら、適正な原価、適正
な利潤が得られず、経営状態は非常に困難な事
態に至つてゐる。従つて、公衆浴場が国民大衆
の保健衛生福祉の向上に直接その役割を果たす
使命を全うするためには、唯一の収入源である
入浴料金の改定に依存する以外にはない。当局
は、料金が直接消費者大衆に及ぼす影響を考
え、今後も社会政策的に低入浴料金制を実施さ
れる限り従来の片手落行政を是正すべきであ
る。

三、なお、要請事項(イ)については、公衆浴場は強
い湿度のため、耐用年数十五年の途中において
一回ないし二回、大修繕をやらなければならな
いからであり、また、(ロ)については、料金算定
が、都道府県の行なり実態調査により必要経費
がおおむね明らかであるからである。

第八六号 昭和四十一年十二月一日受理
社会福祉事業に対する免税措置に関する請願

請願者 北九州市戸畑区新地一ノ一ノ一北
九州市社会福祉協議会内 末松喜
一

紹介議員 柳田桃太郎君
社会福祉事業に対する免税措置として、左記事項
の実現を図られたい。
一、寄付金については、その全額を当該法人の損
金に算入すること。
二、個人の寄付金は、その五十パーセントを当該

寄付者の税額から控除すること。
三、財産の贈与又は遺贈の場合、所得税法第五十九条第一項の適用については、大蔵大臣の承認を要することなく当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなすこと。
四、収益事業については、法人税を免除すること。
五、収益事業を営む場合であつても都道府県民税、市県民税及び事業税を免除すること。
六、年金福祉事業団から資金を借り入れる場合の低当権設置登記の登録税を免除すること。
七、社会福祉事業の用に供する物品の物品税について免除の範囲を拡大すること。
八、社会福祉事業の用に供する自動車については自動車税を免除すること。
九、社会福祉事業の用に供する電気ガス税を免除すること。

民間社会福祉事業の育成発展はきわめて重要であり、その財源は原則として民間の個人と団体による自発的寄付金をもつてあてざるべきである。
社会福祉法人その他健全なる社会福祉事業団体に對する寄付金については、大幅な税の減免措置を講ぜられた。また民間社会福祉事業は公的社会福祉事業の画一性を補完するものとして福祉国家体制を進展させる車の両輪のごときものであるから、前記団体の用に供する物品その他については地方公共団体同様、税に對する減免措置の拡大を図られたい。

第一〇六号 昭和四十一年十二月一日受理
土地対策のため税制改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区代官山町二三 檜山末喜男外六名
紹介議員 植木 光教君
土地収用法の改正に伴う租税特別措置法および所得税の一部を改正する法律案のうち、居住用財産買換え制度の廃止法案は、不動産流通を不円滑化ならしめ、かつ、都市開発を阻害するものであるから、全国宅地建物取引業者の総意をもつて、これ

が改正案に反対し、現行特例の存続とそれに並んで、九百万円の特別控除の選択制度を新たに設けられたい。

理 由
一、民間による都市再開発事業の実施が困難になる。
二、少数の例であつても住宅開発、都市改造を阻害するところは大きい。
三、宅地造成、都市再開発とも公的機関と民間事業とのアンバランスが大きくなる。
四、住宅、土地問題解決につとめて増税策は逆効果をもたらす。
五、特例の欠陥を補うために、特別控除との選択を認める措置を設ける必要がある。

第一〇七号 昭和四十一年十二月一日受理
引揚者在外私有財産の国家補償に関する請願
請願者 佐賀市西松原町六九 田中良典外三十八名
紹介議員 杉原 荒太君
政府は在外私有財産に關して、国家補償の責任のもとに、昭和四十二年度完全解決のための法的、財政的措置を講ぜられたい。

理 由
在外私有財産は、國家に補償の義務があることは明白な事実である。第一次吉田内閣で閣議決定によつて當時の國家予算は総額八百余億円の際、引揚者への國家措置として百五十億円の予算がくまれた事実にかんがみて、桑港平和条約締結とともに、相手國との賠償協定の基礎となつた、昭和二十一年十一月八日付大蔵省令第九十五号による引揚者在外財産調査中純個人財産と目される一兆二千億円の補償要求は謙虚すぎるものであり、また当然のものと信ずる。戦後二十一年を経過した今日、即時補償すべきである。

第一四〇号 昭和四十一年十二月二日受理
引揚者在外私有財産の國家補償に関する請願
請願者 長野県北佐久郡望月町大字協和

七、〇九二 山岸快治外四十名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八一号 昭和四十一年十二月三日受理
引揚者在外私有財産の國家補償に関する請願
請願者 佐賀県三養基郡上峰村塚原一八二加藤日吉外三十八名
紹介議員 鍋島 直昭君
この請願の趣旨は、第一〇七号と同じである。

第一八〇号 昭和四十一年十二月三日受理
個人企業の完全給与制実施に関する請願
請願者 鹿児島市仲町鹿児島市商店街連合会内 菅政春
紹介議員 日高 広為君
個人企業に關する現行専従者控除制度を廃し、完全給与制の実施を認められたい。

理 由
一、現行専従者控除制度は、個人企業専従者の生活権を無視するものである。
二、現行専従者控除制度のもとでは、専従者は各種の社会保障制度利用の道がとざされてゐる。
三、わが國の中小企業政策は、平等な条件のもとに自由にして、かつ、公正な経済活動を行なう原則を無視したものであり、特に個人企業者のはだ身に感ずる政策は一つもない実情である。
(資料添付あり)

第四四三三三 昭和四十一年十二月九日受理
ガソリン税、軽油引取税の増税反対に関する請願
請願者 東京都港区芝高輪南町六六社団法
人日本自動車連盟会長 浅原源七
紹介議員 天坊 裕彦君
ガソリン税、軽油引取税の増税には反対である。

理 由
一、ガソリン税の引上げは、消費者の大宗を占める自家用乗用車使用者並びに商業車使用者等の勤労者、中小企業関係者等零細消費者の生活を

直接圧迫する。
二、既に限界にきているガソリン税、軽油引取税の引上げは、生活必需品の物価高騰を招き物価安定策に全く逆行する。
三、ガソリン税、軽油引取税の現行税率は、日本の国民所得の現状と諸外國の国民所得とを對比すると極めて高率であり、このうえの増税は不当である。
四、道路整備に必要な財源は自動車の激増と使用燃料の増加に伴う税収の自然増と、一般財源及び公債を主力としてまかない、増税は行なうべきでない。

十二月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案(衆)
一、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に關する法律案
昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に關する法律
(所得税の特例)
第一条 個人が、その生産した昭和四十一年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十一年九月二十日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十二年二月二十八日まで政府に売り渡した場合に、当該個人の昭和四十一年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に應じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七條第二項の總收入金額に算入しない。

大蔵委員会會議録第一号 昭和四十一年十二月二十日 参議院

昭和四十一年十月一日から同月十一日まで

三 昭和四十一年十月十二日から同月二十日まで

算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和四十一年十月二十一日から昭和四十二年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

前項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の上欄に掲げる地域で生産された米穀については、当該地域の区分に応じ同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

3 第一項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

（法人税の特例）

第二条 前条の規定は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人が、その生産した昭和四十一年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十一年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十二年二月二十八日までに政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該個人の昭和四十一年分の所得税については」とあるのは「当該農業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する前条第一項の規定による損金の額に算入された金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十八号の規定の適用については同号イ（1）に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、第二条第一項に規定す

の法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

一 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額（当該金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額（これらの金額につき国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめる

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同会計の再保険支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

この法律は、公布の日から施行する。

附
則

昭和四十一年十二月二十四日印刷

昭和四十一年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局